

**令和2年版  
三重県国土強靱化地域計画  
実績報告書**

令和2年7月

三 重 県

## 三重県国土強靱化地域計画実績報告書

三重県国土強靱化地域計画実績報告書（以下「実績報告書」という。）は、平成 27 年 7 月に策定した三重県国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）の推進にあたり、毎年度、その取組状況を把握し、当該年度の実績内容やそこからみえてくる課題、今後の取組方向について、取りまとめたものです。

なお、地域計画は、概ね 10 年先を見据えた、本県における今後の国土強靱化の取組方向を示すもので、具体的な数値目標は設定していません。地域計画に基づく強靱化の具体的な取組や数値目標については、「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」をはじめ「三重県防災・減災対策行動計画」など各計画の施策に位置づけられており、「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」（PDCA サイクル）に基づく「成果レポート」などにより評価が行われます。

# 目 次

<b>I 令和元年度の取組概要</b> .....	<b>1</b>
<b>1 目標別取組概要</b> .....	<b>1</b>
<b>2 総括</b> .....	<b>3</b>
<b>II 令和元年度の取組結果（成果）と課題、今後の方向性について</b> .....	<b>5</b>
<b>1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる</b> .....	<b>5</b>
- 1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊による死傷者の発生 .....	5
- 2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災 .....	8
- 3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生 .....	11
- 4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 .....	14
- 5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり 県土の脆弱性が高まる事態 .....	16
- 6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生 .....	19
<b>2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる     （それがなされない場合の必要な対応を含む）</b> .....	<b>21</b>
- 1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 .....	21
- 2 多数かつ長期にわたる孤立集落（離島を含む）等の同時発生 .....	24
- 3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 .....	27
- 4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶 .....	31
- 5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）への水・食料等の 供給不足 .....	33
- 6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の 麻痺 .....	35
- 7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 .....	37
<b>3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する</b> .....	<b>39</b>
- 1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化 .....	39
- 2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発 .....	40
- 3 県の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 .....	41

<b>4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する</b> .....	<b>43</b>
- 1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止 .....	43
- 2 災害情報が必要な者に伝達できない事態 .....	45
<b>5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない</b> .....	<b>46</b>
- 1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下 .....	46
- 2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止 .....	48
- 3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 .....	50
- 4 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止 .....	51
- 5 食料等の安定供給の停滞 .....	54
<b>6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る</b> .....	<b>56</b>
- 1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止 .....	56
- 2 上水道等の長期間にわたる供給停止 .....	58
- 3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 .....	59
- 4 地域交通ネットワークが分断する事態 .....	60
<b>7 制御不能な二次災害を発生させない</b> .....	<b>62</b>
- 1 市街地での大規模火災の発生 .....	62
- 2 海上・臨海部の広域複合災害の発生 .....	63
- 3 沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺 .....	65
- 4 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生 .....	67
- 5 有害物質の大規模拡散・流出 .....	68
- 6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 .....	69
- 7 風評被害等による県内経済等への甚大な影響 .....	70
<b>8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する</b> .....	<b>71</b>
- 1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 .....	71
- 2 道路啓開等の復旧を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 .....	72
- 3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 .....	74
- 4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態 .....	76
- 5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態 .....	78

# I 令和元年度の取組概要

## 1 目標別取組概要

三重県国土強靱化地域計画では、本県において南海トラフ地震の発生が危惧されていること、また、近年、台風に伴う大雨等による被害が甚大化する傾向にあること等を踏まえ、大規模自然災害を想定リスクとして捉えて脆弱性評価を行い、三重県として「事前に備えるべき目標」を設定しています。

8つの「事前に備えるべき目標」の達成に向けた令和元年度の取組概要は、次のとおりです。

### ■大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

不特定多数の者が集まる施設の倒壊等を防ぐため、補助制度を活用し、避難所として活用される建築物(ホテル、旅館等)の耐震改修を進めました。また、洪水や高潮による浸水被害を軽減するため、効果的かつ効率的な河川、海岸整備を実施するとともに、土砂災害から生命・財産を守るため、土砂災害防止施設の整備を進めました。さらに、洪水浸水想定区域図や伊勢湾沿岸における高潮浸水想定区域図の作成を進めるとともに、危機管理型水位計の設置や土砂災害防止法に基づく基礎調査を完了しました。加えて、「訓練でできないことは、本番で絶対にできない」の理念のもと、伊勢湾台風 60 年防災訓練と近畿府県合同防災訓練・緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練を実施しました。

県職員が日常的に防災・減災に取り組むとともに、発災後は人命の確保はもとより、被災者の生活再建と地域社会のより良い復興を県民の皆さんとともに成し遂げるため、「三重県職員防災人材育成指針」を策定しました。また、教職員の実践的な災害対応力の向上を図るため、「災害時学校支援の仕組みづくり WG」を設置し、仕組みを検討しました。

### ■大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

大規模自然災害発生時に県民の皆さんの命を守るため、高規格幹線道路等の早期全線開通に向けて重点的に取り組み、新名神高速道路の亀山西 JCT の名古屋方面と伊勢方面を結ぶランプウェイが完成し、東名阪自動車道とのダブルネットワーク機能が強化されました。また、中部管区警察局管内の6県警察合同による中部管区広域緊急援助隊合同訓練において、警察災害派遣隊の災害対処能力の向上及び部隊間相互の連携強化を図りました。さらに、災害医療コーディネーターの資質向上のため、県内9地域において研修を実施しました。加えて、観光防災の主体的な取組を促すため、観光防災セミナーを行うとともに、多言語避難マップや観光施設における BCP(事業継続計画)作成のための課題検討の場の設置などを行いました。

## ■大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

被災による行政及び警察活動の機能低下を回避するため、「三重県業務継続計画(三重県 BCP)」及び「三重県警察業務継続計画(三重県警察 BCP)」の見直しに向けた検証を行うとともに、津波浸水被害が予測されていた2駐在所を廃止し、和具警察官駐在所として移転・建て替えを行いました。また、県立学校の全ての屋内運動場等の天井等落下防止対策を完了しました。

## ■大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

警察無線通信機能を確保するため、対災害性に優れた自営通信網を活用する IPR 形警察移動通信システムを導入しました。また、防災通信ネットワークにおける無線基地局、中継局、端末局に設置している予備発電設備の点検を実施しました。さらに、防災みえ.jp ホームページによる地図等を活用した災害情報及び避難所開設情報等や、登録制メール、SNS による気象情報及び三重県版タイムラインに基づく情報等の提供を行いました。

## ■大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

事業継続計画(BCP)等の計画策定が地域全体に広がるよう、7月に施行された中小企業強靱化法に基づく中小企業向けの新制度「事業継続力強化計画認定制度」の普及啓発を進め、商工会・商工会議所が市町と連携して、小規模企業の防災・減災対策を推進する計画「事業継続力強化支援計画」を29件認定しました。また、発災時における道路機能を確保するため、電線共同溝の整備による緊急輸送道路となっている街路の無電柱化や、緊急輸送道路上の橋梁や跨線橋の耐震対策を進めました。さらに、津松阪港及び尾鷲港の港湾機能継続計画(港湾 BCP)の改訂を行うとともに、港湾 BCP の実効性を高めるため、各港湾 BCP に基づく情報伝達訓練を実施しました。

## ■大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

燃油供給体制の確保に向け、製油所へ接続する道路や航路の啓開体制等を四日市港 BCP に反映するとともに、四日市港 BCP 情報伝達訓練を実施し、関係者間で初動体制や連携体制の確認を行いました。また、南海トラフ地震時における道路啓開計画「中部版くしの歯作戦」の実効性を向上させるため、国・市町・建設企業と連携して具体的な検討を行いました。さらに、自立・分散型エネルギーの導入促進において、伊賀市で小水力発電所が、度会町では風力発電所が運転を開始されるなど、県内で新エネルギーの導入が進みました。加えて、「三重県流域下水道総合地震対策計画」に基づき、北部処理区及び雲津川左岸処理区において管理棟の耐震対策工事を完了するとともに、南部処理区において新たに管理棟の耐震対策工事に着手しました。

## ■制御不能な二次災害を発生させない

大規模地震発生時の津波等からの被害軽減を図るため、農地海岸及び漁港海岸において堤防の改修等を進めるとともに、河川堤防において耐震対策を実施しました。また、建設・港湾海岸においても、高潮対策及び耐震対策を実施しました。さらに、養殖施設の漂流防止対策として、養殖施設の日常的な点検・管理のポイント等のソフト対策や、養殖筏の配置や構造の改良等のハード対策をまとめた「養殖施設の減災ガイドライン」の見直しを行いました。

山地災害危険地対策や機能の低下した保安林の整備等、総合的な治山対策を実施するとともに、「みえ森と緑の県民税」を活用した災害に強い森林づくりに取り組みました。また、農業用ため池のハザードマップについて、関係市町に働きかけを行った結果、防災重点ため池 306 か所において作成の取組が行われました。(累計 1,030 か所)

## ■大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

大規模災害発生時に広域で連携して災害復旧を進める体制を構築するため、中部地方整備局、中部5県3政令市、水資源機構、中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社及び一般社団法人日本建設業連合会中部支部で「災害又は事故における緊急的な応急対策及び建設資材調達に関する包括的協定書」を締結しました。また、海拔ゼロメートル地帯における対策として、桑員2市2町において、伊勢湾台風 60 年防災訓練の課題を踏まえ、広域避難タイムラインのたたき台を作成しました。さらに、南海トラフ地震等の大規模災害に備えた事前防災・減災対策として、地籍調査の必要性や有効性を実施主体である市町に説明したところ、新たに事業化された近畿自動車道紀勢線の実施予定区間で調査が進み、公共事業の円滑な推進が図られました。

## 2 総括

三重県国土強靱化地域計画の実施5年目となる令和元年度は、令和元年房総半島台風(台風第 15 号)、令和元年東日本台風(台風第 19 号)など、自然災害が全国各地で猛威を振るい、堤防の決壊による広範囲における河川の氾濫や、倒木、電柱・鉄塔の倒壊による長期間の停電等が発生しました。

本県においても「記録的短時間大雨情報」が1年間で9回も発表されるなど、気候変動による自然災害のリスクが高まっており、効果的かつ効率的な河川、海岸、土砂災害防止施設の整備、洪水浸水想定区域図や伊勢湾沿岸における高潮浸水想定区域図の作成、電線共同溝の整備による緊急輸送道路となっている街路の無電柱化、緊急輸送道路上の橋梁や跨線橋の耐震対策など、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」等を活用しつつ、ハード、ソフトの両面から防災・減災、国土強靱化の取組を進めてきました。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症という新たな脅威と対峙する中で実践に努めてきた「新たな生活様式」を定着させ、「新たな日常」を創り上げていながら、国土強靱化の

取組と地方創生の取組を連携し、地方の活性化に取り組み、地域の魅力を高めるとともに、地域の強靱化につなげる必要があります。

こうしたことから、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」等を活用しながら、ハード、ソフトの両面による総合的かつ効果的な防災・減災、国土強靱化の対策に取り組むとともに、三重県国土強靱化地域計画の改訂を進めていきます。



## II 令和元年度の取組結果(成果)と課題、今後の方向性について

事前に備えるべき目標	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
リスクシナリオ	-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊による死傷者の発生
推進方針	①住宅・建築物等の耐震化 ②沿道建築物の倒壊防止等 ③交通施設の耐震化 ④無電柱化の推進 ⑤大規模災害を考慮した都市づくり ⑥避難路等の整備 ⑦避難場所となるオープンスペースの確保等 ⑧広域的な連携体制の構築 ⑨一時滞在施設の確保

### 1 令和元年度の主な取組結果(成果)と今後の課題

取組結果(成果)
<ul style="list-style-type: none"> <li>●住宅・建築物等の耐震化については、木造住宅の無料耐震診断や耐震設計・補強工事への補助を行うとともに、平成29年1月に耐震診断結果を公表した不特定多数の者が利用する大規模建築物について、所有者に対して耐震化の進捗状況を確認し、所有者等の意向や状況に応じて耐震化を働きかけました。</li> <li>●沿道建築物に付随するブロック塀の倒壊防止や屋外広告板の落下防止について、定期報告の対象や国土交通省による屋外広告板の緊急点検の対象となった建築物の施設管理者に対して、その対策の重要性を周知するとともに、点検や安全対策が必要な者への文書指導等を行いました。また、ブロック塀については、ホームページでの周知や定期的なパトロール等を実施し、安全点検の啓発を行いました。さらに、三重県屋外広告物条例に基づき、許可更新の際に点検状況や写真を確認し、適正な点検が実施されるよう指導を行いました。加えて、屋外広告物の安全対策を充実するため、平成30年3月に一部改正(平成30年10月1日施行)した同条例及び同施行規則により拡充された点検制度の周知活動を行いました。</li> <li>●鉄道施設の耐震化を促進し、安全確保を図るため、近鉄名古屋線(川原町―阿倉川間)の落橋防止対策事業を支援しました。</li> <li>●道路の安全性を高めるため、緊急輸送道路となっている街路の無電柱化について、3か所で電線共同溝の整備を進めました。</li> <li>●大規模災害などの課題に対応したまちづくりを進めるため、「都市計画区域マスタープラン」の改定作業を進めました。</li> <li>●市町が取り組む避難路等の整備について、南海トラフ特措法の特別強化地域の指定を受けた市町については、同法に基づく津波避難路等の整備に係る補助の嵩上げ措置の適用に向けて助言を行うとともに、特別強化地域の指定から外れた市町については、県北部海拔ゼロメートル地帯避難対策補助金により支援を行いました。</li> <li>●避難場所及び活動拠点となるオープンスペースを確保するため、県営都市公園北勢中央公園で広場整備等を進めました。</li> <li>●自衛隊及び海上保安庁と連携訓練の成果を共有するとともに、大規模災害に備えた連携強化について意見交換しました。また、近隣府県との連携強化を図るため、松阪市をメイン会場として、近畿府県合同防災訓練・緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練を実施するとともに、近畿圏で実施された広域応援・受援の訓練に参加しました。</li> <li>●大規模災害により交通が途絶した際、協定を締結している事業者の店舗が可能な範囲で帰宅困難者へ</li> </ul>

の支援を実施する災害時帰宅支援ステーションについて、取組を広く周知するため、協定事業者にステッカーを配布しました。

### 今後の課題

- 住宅・建築物の耐震化については、耐震診断を行うだけでなく、必要な耐震改修に早期に着手するよう、建築物の所有者等に対して働きかけを行っていく必要があります。
- 沿道建築物に付随するブロック塀や屋外広告板等の安全確保について、所有者等に対し対策の重要性を周知するほか、特にブロック塀については、安全な構造での築造を啓発する必要があります。また、屋外広告物の点検を促すために、条例改正の周知を図る必要があります。
- 鉄道事業者の施設の耐震化を促進するため、必要な事業費等の確保を図る必要があります。
- 電線類の地中化については、主に歩道の整備と併せて電線共同溝を整備するため、電気通信事業者や沿線住民との調整を図る必要があります。
- 地震・津波以外の大規模自然災害への都市計画上の対応を検討する必要があります。
- 市町が取り組む避難路等の整備などを促進するため、市町の取組を引き続き支援する必要があります。
- 都市公園の整備については、効果的かつ効率的に進めていく必要があります。
- 今後も各種訓練や連絡会議を通じて連携を強化することにより、防災関係機関との相互理解と大規模災害時の応急体制の充実を図っていく必要があります。また、近隣府県との連携強化を図るため、積極的な訓練参加により、広域応援・受援体制を推進していく必要があります。
- 災害時帰宅支援ステーションの充実に向けて、引き続き、さまざまな業種の団体等との協定締結を進めていく必要があります。

## 2 令和2年度の取組方向

### 取組方向

- 耐震改修に早期に着手するよう、木造住宅に関しては、補助制度の有効活用とそれらの周知等を含めた効果的な普及・啓発を継続するとともに、工事費の低廉化に向けた検討を進めます。また、大規模建築物に関しては、建築物の所有者等に耐震化に向けた進捗状況を確認した上で、所有者の意向や状況に応じ、国の補助制度等を紹介するなど耐震化に向けた働きかけをしていきます。
- 沿道建築物に付随するブロック塀や屋外広告板等の安全確保について、建築物防災週間(年2回)において実施する県と特定行政庁による立ち入り調査や、施設管理者からの定期報告により実態の把握に努め、是正が必要な者に対し指導します。特にブロック塀については、定期的に既存ブロック塀のパトロールを実施するほか、所有者や施工者に対し適正な構造のブロック塀の築造を啓発します。また、パンフレットや各種メディアを活用し、屋外広告物について、点検制度を拡充した条例改正の周知活動を引き続き行います。
- 鉄道施設の耐震化を促進し、安全確保を図るため、近鉄名古屋線(川原町—阿倉川間等)の落橋防止対策事業に対する支援を進めます。
- 電線類の地中化については、計画の早い段階から関係機関及び地元との調整を行い、円滑に事業を進めていきます。
- 大規模災害などの課題に対応したまちづくりに向け、引き続き「都市計画区域マスタープラン」の改定作業を進めます。
- 頻発する風水害に対し住民の適切な避難行動につなげ、命を守る取組や、近い将来発生が危惧される南海トラフ地震に対する避難対策等について、引き続き市町に対する支援を行っていきます。
- 都市公園の整備を優先順位を付けて進めることで、避難場所及び活動拠点となるオープンスペースの確保を図ります。

- 大規模災害に備えて、広域応援・受援体制の強化に向けた訓練に参加します。また、引き続き自衛隊及び海上保安庁との連携の強化を図るなど、防災関係機関との顔の見える関係づくりを進めます。
- 災害時帰宅支援ステーションの充実に向けて、各部局と連携して、さまざまな業種の団体と交渉を行い、協定の締結につなげていきます。

事前に備えるべき目標	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
リスクシナリオ	-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
推進方針	①多数の者が利用する建築物の耐震化の促進 ②エレベーター閉じ込め事故対策の促進 ③学校施設の耐震化 ④社会福祉施設の耐震化 ⑤災害拠点病院等の耐震化 ⑥災害対応機関等の対応能力向上 ⑦災害対応能力の向上 ⑧常備消防の充実強化

## 1 令和元年度の主な取組結果(成果)と今後の課題

取組結果(成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●耐震改修促進法において耐震診断が義務化され、平成29年1月に耐震診断結果を公表した不特定多数の者が利用する大規模建築物等(99棟)について、耐震性を有していない残り9棟の建築物の所有者に対し、文書指導や面談等により進捗状況を把握し、具体的な耐震化が進んでいないものについては、国の補助制度を紹介するなど耐震化を働きかけたことにより1棟が着手しました。また、避難所として活用される建築物(ホテル、旅館等)の耐震改修について、補助制度を活用した上で、平成30年度までに6棟のうち5棟の工事が完了しており、残り1棟についても11月に着手し、令和2年4月に完了しました。さらに、平成29年3月の「三重県建築物耐震改修促進計画」の一部改訂により、災害時に防災拠点となる庁舎に位置づけた3棟について、耐震診断の結果、耐震性を有していないことが判明したことから、それぞれの施設管理者に耐震化を働きかけ、1棟は10月に耐震改修工事の設計が完了し、令和2年度中に着手することになりました。また、残り2棟のうち1棟については、令和4年度に新施設へ移転し、現施設はその後解体することとなりました。</li> <li>●エレベーターの閉じ込め事故対策については、建築物防災週間(年2回)において、県と特定行政庁により対象建築物へ立入調査を行い、地震時管制運転装置等の設置を施設管理者等に対し啓発しました。また、建築担当窓口にパンフレットを配置し、設計関係者等に同様の啓発を行うとともに、地震時管制運転装置の設置済みマーク表示制度の普及に取り組みました。さらに、エレベーター内に防災キャビネットの設置を促すパンフレットを作成し、施設管理者等に配布しました。</li> <li>●県立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策について、18校39棟の対策工事を実施し、全ての屋内運動場等の対策を完了しました。また、公立小中学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策について、3棟の対策工事が予定されていましたが、年度内の事業完了には至りませんでした。</li> <li>●災害時に在宅被災者の受け入れ先や支援の拠点となる高齢者関係施設(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム)については、平成26年度をもって耐震化率100%を達成しています。その後、建設された高齢者関係施設においても全て耐震基準を満たしています。また、障がい者入所施設の耐震化整備の促進により、平成26年度をもって入所施設の耐震化は完了しています。さらに、その他の障がい福祉関係施設については、事業所に対する集団指導を通じて耐震化を働きかけました。</li> <li>●病院の耐震化を促進した結果、令和元年度は2病院が耐震化し、93病院のうち74病院が耐震化済みとなりました。</li> <li>●「訓練でできないことは、本番では絶対にできない」の理念のもと、実働訓練は、伊勢湾台風60年防災訓練を木曾岬町で、近畿府県合同防災訓練・緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練を松阪市(メイン会場)で実施しました。また、図上訓練は、統括部図上訓練、地方災害対策部訓練を実施しました。(総合図上訓練は警報発表により中止)</li> <li>●大規模災害発生時において、迅速かつ的確な災害警備活動が実施できるよう、非常参集訓練、代替災害</li> </ul>
----------	--



警備本部設置訓練、装備資機材の取扱訓練等の各種災害警備訓練を実施し、初動警察体制の強化や災害対処能力の向上を図りました。また、防災関係機関との的確な情報共有や活動調整が行えるよう、防災関係機関が主催する防災関係会議や合同訓練に参加するなどし、連携の強化を図りました。

- 常備消防力の強化を図るため、消防車両や耐震性貯水槽などの消防施設の整備に係る支援を行うとともに、「三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画」に基づき、消防本部が実施する広域化または連携・協力に関する勉強会等の実施を支援しました。

また、救急救命士の新規養成と資質向上を図るため、消防学校において、救急救命士の新規養成支援や救急救命士が行うことができる特定行為等に対応した講習を実施するとともに、救急業務の教育体制の充実を図るため、指導救命士養成のための講習を実施しました。

さらに、広域連携体制の強化などを図るため、緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練を実施したほか、緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練に参加しました。

#### 今後の課題

- 不特定多数の者が利用する大規模建築物等で、耐震性を有していない9棟のうち、既に耐震改修に着手済みの1棟を除く所有者に対しては、耐震改修等の早期着手について働きかけを行っていく必要があります。また、耐震化に向けた具体的な計画が立っていない1棟の防災拠点となる庁舎について、速やかな耐震化を促す必要があります。
- エレベーターの閉じ込め事故対策については、引き続き施設管理者等へ地震時管制運転装置等の設置を働きかけていく必要があります。
- 公立小中学校について、引き続き屋内運動場等の天井等落下防止対策をはじめとする非構造部材の耐震対策に取り組んでいく必要があります。
- 新設される高齢者施設について、施設整備を計画する事業者に対し、災害に備え耐震基準をはじめとする各種法令の遵守を徹底していく必要があります。また、耐震診断が未実施の児童福祉施設、障がい福祉関係施設について、引き続き耐震診断を実施するよう働きかけを行っていく必要があります。
- 引き続き未耐震の病院に対して、耐震化を働きかけていく必要があります。
- 発生が懸念される南海トラフ地震では、県内全域で大きな被害が想定されることから、引き続き県・市町・防災関係機関等が連携した訓練を通じて、災害対策活動体制の充実・強化を図る必要があります。
- 大規模災害に迅速かつ的確に対処するため、引き続き実戦的な災害警備訓練を実施するとともに、装備資機材を充実・整備するなどして、初動警察体制の強化や災害対処能力の向上を図る必要があります。また、防災関係機関との間で、災害に備えた具体的な対策を協議・検討するなど、連携強化に向けた取組を継続して実施する必要があります。
- 今後も常備消防力の強化を図るため、連携・協力や広域化も見据えた消防施設の整備に係る支援を行うとともに、「三重県救急搬送・医療連携協議会」によるメディカルコントロール体制のもと、引き続き救急救命士の養成や資質向上に取り組む必要があります。また、広域連携体制の強化を図るため、今後も緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練に参加していく必要があります。

## 2 令和2年度の取組方向

### 取組方向

- 耐震診断結果を公表した不特定多数の者が利用する大規模建築物等については、引き続き市町と連携しながら、耐震性を有しておらず改修工事に着手していない8棟の建築物の所有者に対し、国の補助制度を紹介するなど耐震改修等の早期着手について働きかけを行います。また、耐震化に向けた具体的な計画が立っていない災害時防災拠点となる庁舎1棟については、施設管理者と個別の協議を行い、国の補助制度を紹介するなど早期の耐震化を働きかけていきます。

- エレベーターの閉じ込め事故対策については、定期検査報告時や建築物防災週間(年2回)における県と特定行政庁による対象建築物への立入調査時などを活用し、施設管理者や設計関係者等に対し、普及啓発を行います。
- 公立小中学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策をはじめとする非構造部材の耐震対策について、各市町の取組が円滑に進むよう、引き続き、市町等学校設置者に国の財政支援制度などの情報提供を積極的に行うとともに、国に対して、十分な財源確保と制度の拡充を要望していきます。
- 新設される高齢者施設について、施設整備を計画する事業者に対し、災害に備え耐震基準をはじめとする各種法令の遵守を徹底していきます。また、「児童福祉関係施設耐震診断事業費補助金」を活用した耐震診断の実施を各市町に対して呼びかけ、これにより耐震改修等の取組が進むよう働きかけていきます。さらに、障がい福祉関係施設について、引き続き耐震診断の実施を呼びかけ、これにより耐震改修等の取組が進むよう働きかけていきます。
- 耐震化が未実施の病院に対して、補助制度の内容を周知するなど、耐震化を促進します。
- 災害対応能力の向上を図るため、南海トラフ地震や内陸直下型地震を想定した県・市町・防災関係機関等が連携した訓練等を実施します。
- 大規模災害発生時において、迅速かつ的確な災害警備活動が実施できるよう、実戦的な災害警備訓練を継続して実施するとともに、必要な装備資機材等の整備を行うなど、初動警察体制の強化や災害対応能力の向上に取り組みます。また、防災関係機関との間で、的確な情報共有や活動調整が行えるよう、引き続き各種防災関係会議や合同訓練に積極的に参加するなど、連携の強化に取り組みます。
- 常備消防力の強化を図るため、連携・協力や広域化も見据えた消防施設の整備に係る支援を行うとともに、救急救命活動の向上に向けて、救急救命士養成機関における消防職員研修派遣への支援や、救急救命士が実施可能な処置範囲の拡大に対応した講習を実施するほか、消防学校と連携して、県内全域で質の担保された救急活動が実施できるよう指導救命士の養成講習を実施します。また、広域連携体制の強化を図るため、緊急消防援助隊地域ブロック訓練に参加します。

事前に備えるべき目標	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
リスクシナリオ	-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
推進方針	①大規模災害を考慮した都市づくり ②津波防災地域づくり、適切な情報提供等 ③防災教育の推進 ④河川・海岸堤防等の整備・耐震化及び機能保全 ⑤石油タンクの漂流防止対策 ⑥避難路等の保全 ⑦避難路等の整備 ⑧水門、陸閘等の自動化、遠隔操作化

## 1 令和元年度の主な取組結果(成果)と今後の課題

取組結果(成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模災害などの課題に対応したまちづくりを進めるため、「都市計画区域マスタープラン」の改定作業を進めました。</li> <li>●防災みえ.jpホームページによる地図等を活用した災害情報及び避難所開設情報等や、登録制メール、SNS(ツイッター、LINE)による気象情報及び三重県版タイムラインに基づく情報等の提供を行いました。</li> <li>●「津波避難に関する三重県モデル」(Myまっぷラン)の水平展開について、実践的なワークショップなど地域の取組への実地支援や財政支援を行った結果、合わせて2市町3地区で取組が行われました。</li> <li>●学校における防災教育の効果を高めるため、防災ノートを新入生等に配付するとともに、外国人児童生徒に外国語版(5か国語)を配付しました。また、防災ノートの家庭持ち帰り用教材として作成したワークシートを、児童生徒が実際に家庭に持ち帰った学校の割合は90.5%と年々増加しています。</li> <li>●教職員を対象とした防災に関する研修については、防災教育の内容を盛り込んだ初任者、6年次、中堅教諭、新任管理職の基本研修のほか、学校防災リーダー等教職員研修を4回(7~8月)実施しました。また、「みえ防災・減災センター」や津地方气象台と連携し、体験型防災学習の実践研修を5回(10月)実施しました。さらに、学校の要請に応じて職員を派遣し、学校が実施する体験型防災学習や防災訓練等における、家庭や地域と連携した取組を支援しており、令和元年度は延べ142校が本支援制度を活用しました。</li> <li>●県内の中高生が支援者となる視点から、安全で安心な社会づくりに貢献できるよう、37名が8月に、東日本大震災の被災地を訪問しボランティア活動や交流学习に取り組みました。また、訪問後は参加した中高生が在籍する学校や地域で開催された訓練・イベント等で、取組成果を発表・報告しました。さらに、2月に開催した「中高生防災サミット」では、8月に東日本大震災の被災地を訪問した生徒をはじめ48名の中高生が参加し、中高生にできる被災地支援などについて話し合いました。</li> <li>●市町等教育委員会や県立学校を職員が訪問するなどして、学校の危機管理マニュアルの改訂や避難所運営に係る訓練等について指導・助言を行いました。また、南海トラフ地震等の大規模災害の発生に備えるためには、教職員の実践的な災害対応力の向上を図り、被災した学校の早期再開を支援する体制が必要となるため、「災害時学校支援の仕組みづくりWG」を設置し、災害時の学校支援の仕組みの検討を行いました。</li> <li>●河口部の水門・排水機場等については、金剛川汐止水門など5施設で耐震対策に取り組み、前川鵜方水門の対策が完了しました。また、堤防耐震対策については、鍋田川など2河川で実施しました。建設・港湾海岸については、城南第一地区海岸など15地区で高潮対策(約1.6km)及び耐震対策(約0.1km)を実施しました。港湾施設については、津松阪港(大口地区)など3港湾で老朽化対策(L=24m)及び耐震対策(橋脚補強1基)を実施しました。農地・漁港海岸堤防については、大規模地震発生時の津波等からの被害軽減を図るため、農地海岸2地区(L=107m)、漁港海岸4地区(L=180m、陸閘1基)において堤防の改修等を進めました。</li> </ul>
----------	--

- 石油タンクの漂流防止対策など「三重県石油コンビナート等防災計画」の災害予防計画について、関係機関と連携しコンビナート事業者に対して周知・指導を行いました。
- 津波浸水予測区域内の急傾斜地崩壊危険箇所において、避難路等の保全を行うために、10か所で擁壁等の整備を進めました。また、道路の途絶を防ぐため、緊急輸送道路となっている街路の無電柱化について、3か所で電線共同溝の整備を進めました。
- 市町が取り組む避難路等の整備について、南海トラフ特措法の特別強化地域の指定を受けた市町については、同法に基づく津波避難路等の整備に係る補助の嵩上げ措置の適用に向けて助言を行うとともに、特別強化地域の指定から外れた市町については、県北部海拔ゼロメートル地帯避難対策補助金により支援を行いました。

### 今後の課題

- 地震・津波以外の大規模自然災害への都市計画上の対応を検討する必要があります。
- 今後も、県民の皆さんによりわかりやすく適切な災害情報等の提供を行う必要があります。
- 「津波避難に関する三重県モデル」(My まっぷラン)のデジタル化を図る「My まっぷラン+(プラス)」の取組を進め、県内各地への水平展開を図る必要があります。
- 児童生徒が防災ノートで学んだ内容の理解を深め、それを家庭での防災対策につなげるため、家庭における防災ノートの活用を、一層進める必要があります。また、防災学習教材の活用や教職員の防災に関する知識の向上等に取り組み、防災教育・防災対策を推進する必要があります。
- 河口部の水門・排水機場や堤防の耐震対策については、膨大な時間と費用を要するため、効果的かつ効率的に整備等を進めていく必要があります。また、海岸堤防等の整備・耐震化等については、整備必要延長が長く膨大な時間と費用を要するため、効果的かつ効率的に整備等を進めていく必要があります。
- 石油タンクの漂流防止対策など「三重県石油コンビナート等防災計画」の災害予防計画について、関係機関と連携して、コンビナート事業者へ周知し、対応を促していく必要があります。
- 土砂災害から県民の皆さんの生命・財産を保全するため、土砂災害防止施設の整備を進めるとともに、津波浸水予測区域内の急傾斜地崩壊危険箇所における避難路等の保全を推進する必要があります。また、電線類の地中化については、主に歩道の整備と併せて電線共同溝を整備するため、電気通信事業者や沿線住民との調整を図る必要があります。
- 市町が取り組む避難路等の整備などを促進するため、市町の取組を引き続き支援する必要があります。
- 熊野灘沿岸の動力化済み大型陸閘の遠隔操作化等について、優先して整備していくべき吉津港海岸の早期事業化が必要です。

## 2 令和2年度の取組方向

### 取組方向

- 大規模災害などの課題に対応したまちづくりに向け、引き続き「都市計画区域マスタープラン」の改定作業を進めます。
- これまでの災害情報や避難所開設情報等の提供に加え、南海トラフ地震臨時情報や台風強度の5日予報の提供、警戒レベルの掲載を開始するなど、引き続き、県民の皆さんにわかりやすく適切な災害情報の提供を行っていきます。
- 「津波避難に関する三重県モデル」(My まっぷラン)の取組について、地域において広く展開されるよう市町と連携し、「My まっぷラン+(プラス)」により個人の避難計画の策定を進めるとともに、防災人材活用の仕組みとして設けた「みえ防災人材バンク」を用いて、みえ防災コーディネーターなどを地域の取組に積極的に活用することで、県内への水平展開を図ります。
- 県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等に防災ノートを配付し、学校における防災教育を推進



します。防災ノートの家庭への持ち帰りを促進し、保護者と話し合うことで、児童生徒が理解を深めるとともに、家庭における防災の取組を進めます。また、家庭や地域と連携した体験型防災学習等の実施を支援するとともに、「みえ防災・減災センター」と連携して、学校防災リーダー等教職員を対象とする防災研修を行います。研修の実施にあたっては、災害時の学校運営等を体験した講師の招聘や、大川小学校津波訴訟を題材とした教職員向けの危機管理研修の開催、東日本大震災等の被災地で開催される現地研修への教職員の派遣等により、教職員の防災に係る資質や災害対応力の向上を図ります。さらに、被災した学校を支援するため、災害時における学校運営等の専門知識と実践的な対応能力を備える教職員を育成し、「三重県災害時学校支援チーム」を設置します。加えて、大川小学校津波訴訟を踏まえ、学校の危機管理マニュアルの改訂や避難計画の作成、訓練の実施等について指導・助言を行います。

- 河口部の水門・排水機場等の耐震対策については、金剛川汐止水門など6施設で対策を進めます。堤防耐震対策については、鍋田川など2河川で対策を継続します。海岸堤防の高潮対策及び耐震対策については、効率的な事業実施計画を作成し、城南第一地区海岸など14地区海岸において引き続き実施していきます。港湾施設については、港湾利用者や地域の安全・安心を向上させるため、津松阪港(大口地区)など3港湾において、引き続き計画的に老朽化対策や耐震対策を進めます。農地・漁港海岸堤防については、農地海岸2地区、漁港海岸6地区において、堤防の改修等の整備を進めます。
- 石油タンクの漂流防止対策など「三重県石油コンビナート等防災計画」の災害予防計画について、引き続き関係機関と連携し、コンビナート事業者への周知・指導を行います。
- 関係市町及び住民と連携を図り、津波浸水予測区域内の急傾斜地崩壊危険箇所において、津波発生時における避難路等の保全を引き続き推進します。また、電線類の地中化については、計画の早い段階から関係機関及び地元との調整を行い、円滑に事業を進めていきます。
- 頻発する風水害に対して住民の適切な避難行動につなげ、命を守る取組や、近い将来発生が危惧される南海トラフ地震に対する避難対策等について、引き続き市町に対する支援を行っていきます。
- 熊野灘沿岸の動力化済み大型陸閘の遠隔操作化等について、優先して整備していくべき吉津港海岸の早期事業化に向けた調整を進めます。

事前に備えるべき目標	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
リスクシナリオ	-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
推進方針	①河川の整備 ②ハザードマップの作成支援 ③河川堆積土砂の撤去 ④河川・海岸・港湾・砂防施設の点検と対策 ⑤浸水想定区域図の作成 ⑥災害対策用機械等の操作人材の育成 ⑦職員の人材育成

## 1 令和元年度の主な取組結果(成果)と今後の課題

取組結果(成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●洪水による浸水被害を軽減するため、三滝川など19河川で効果的かつ効率的な河川整備を実施しました。</li> <li>●新たに完成した河川の洪水浸水想定区域図について市町に内容の説明を行い、資料の提供を行いました。</li> <li>●過去に内水による浸水実績があり内水ハザードマップの作成に取り組んでいる市町に対し、内水に関する研修会を行うなど技術的支援を行いました。その結果、四日市市、鈴鹿市に続き、令和元年度末に伊勢市が内水ハザードマップの公表を行いました。</li> <li>●「箇所選定の仕組み」による「河川堆積土砂撤去推進調整会議」を開催し、関係市町の意見を踏まえ、河川堆積土砂撤去や河川内の雑木伐採の必要箇所の選定を行い、約60万m<sup>3</sup>の河川堆積土砂撤去及び約11万m<sup>2</sup>の雑木伐採を行いました。</li> <li>●河川・海岸・港湾・砂防施設を常時良好な状態に保つため、年1回の点検を実施し、点検結果に基づき緊急修繕の必要な施設については、適切に修繕を実施しました。</li> <li>●水位周知河川の支川等、浸水リスクの高い36河川の洪水浸水想定区域図の作成が完了したことにより、水位周知河川等既に完了している河川と合わせて累計で109河川が完了しました。また、伊勢湾沿岸において、高潮浸水想定区域図が概ね完成しました。</li> <li>●5月に木曾川及び榑田川で実施された国土交通省主催の災害対策用機械等操作訓練に参加し、排水ポンプ車等の操作技術の習得に取り組みました。</li> <li>●職員を対象とした職員防災一斉メールによる情報伝達訓練を実施しました。</li> <li>●職員が、日常的に防災・減災に取り組むとともに、発災後は人命の確保はもとより、被災者の生活再建と地域社会のより良い復興を県民の皆さんとともに成し遂げるため、「三重県職員防災人材育成指針」を策定しました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●河川については、整備必要延長が長く、膨大な時間と費用を要するため、効果的かつ効率的に施設整備等を進めていく必要があります。</li> <li>●ハザードマップの作成など市町が行う防災・減災対策について、引き続き支援する必要があります。</li> <li>●河川堆積土砂撤去及び河川内の雑木伐採が必要な河川が多く残されていることから、今後も継続して堆積土砂撤去等を推進していく必要があります。</li> <li>●河川・海岸・港湾・砂防施設の安定的な機能確保を図るため、引き続き施設の点検を実施し、施設の予防保全に取り組んでいく必要があります。</li> <li>●浸水リスクの高い河川について、想定し得る最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図を作成する必要があります。また、「高潮浸水想定区域」を含む市町に対して避難対策の強化に向け働きかけを図</li> </ul>

る必要があります。

- 防災・減災に向けた迅速な対応ができるよう、現地で作業を行う職員が訓練に参加し、災害対策用機械等操作技術を習得することが必要です。
- 職員防災一斉メールを使用した情報伝達訓練について、連絡不能者が多い所属に対しては単独の訓練実施を呼びかけるなど、さまざまな機会を通じ啓発・指導を行う必要があります。
- 「三重県職員防災人材育成指針」に定める職員像を人材育成の目標とし、階層別や役割別で必要となる能力向上をめざして、計画的・継続的に研修を実施する必要があります。

## 2 令和2年度の取組方向

### 取組方向

- 河川の整備については、木津川など 21 河川で整備を進めます。
- 新たに完成した河川の洪水浸水想定区域図について市町に内容の説明を行い、資料の提供を行っていきます。
- 過去に内水による浸水実績があった市町に対し、引き続き内水ハザードマップ作成の働きかけを行います。また、既に内水浸水シミュレーションを実施している市町には、作成・公表に向けた支援を行っていきます。
- 洪水被害の防止・軽減を図るため、引き続き「箇所選定の仕組み」により関係市町と情報共有し、優先度等を検討しながら、河川堆積土砂撤去及び河川内の雑木伐採を進めていきます。また、新たに創設された「緊急浚渫推進事業」の活用によるさらなる加速を図ります。
- 河川・海岸・港湾・砂防施設の点検を実施し、施設の状態把握に努め、その結果に基づき適切な対策措置を講じていきます。
- 浸水リスクの高い 20 河川において、想定し得る最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図を作成します。また、高潮特別警戒水位の設定に向けて、引き続き調整を行っていきます。
- 国土交通省からの情報を共有し、地域機関の職員に災害対策用機械等操作訓練への積極的な参加を促します。
- 職員防災一斉メールを使用した情報伝達訓練について、職員に対する確実な情報伝達をめざして、引き続き訓練を実施します。
- 「三重県職員防災人材育成指針」を踏まえ、災害(被災)イメージ力の向上等を図るための研修教材の作成、役割や階層に応じた研修を実施し、県民の皆さんとともに「防災の日常化」に取り組む職員の育成を図ります。

事前に備えるべき目標	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
リスクシナリオ	-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態
推進方針	①適切な災害情報の提供 ②宅地災害予防対策の推進 ③土砂災害防止施設の整備 ④土砂災害警戒区域等の指定 ⑤警戒避難体制整備等のソフト対策 ⑥大規模災害を考慮した都市づくり ⑦治山施設の整備、自然と共生した森林づくり ⑧ため池の耐震化等

## 1 令和元年度の主な取組結果(成果)と今後の課題

取組結果(成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災みえ.jpホームページによる地図等を活用した災害情報及び避難所開設情報等や、登録制メール、SNS(ツイッター、LINE)による気象情報及び三重県版タイムラインに基づく情報等の提供を行いました。また、大規模災害時に内閣府から派遣される災害時情報集約支援チームISUT(アイサット)に避難所等のデータを提供できるよう、防災情報プラットフォームの外部出力機能を拡張しました。</li> <li>●梅雨期前の5月を「宅地防災月間」と定め、広報活動を行うことにより、宅地防災に対する県民意識の高揚を図りました。また、開発施工区域内を県と市町が合同でパトロールし、がけ法面の崩れや土砂流出がないことを確認しました。さらに、宅地等開発事業者にパトロールを行うよう指導し、工事現状の把握と危険箇所等の点検を実施しました。大規模盛土造成地については、津市、桑名市、鈴鹿市、名張市、亀山市、いなべ市、伊賀市、東員町、朝日町(9市町)を国が調査し、市町において大規模盛土造成地マップを公表しました(四日市市は市で調査・公表)。なお、大規模盛土造成地が存在しないのは、尾鷲市、熊野市、木曾岬町、菰野町、川越町、明和町、大台町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町(13市町)です。令和元年度は、伊勢市、鳥羽市、志摩市、松阪市、多気町、玉城町(6市町)において、大規模盛土造成地マップの高度化の過程である造成年代調査を含む「第二次スクリーニング計画の作成」を実施しました。</li> <li>●土砂災害から県民の皆さんの生命・財産を守ることを目的として、土砂災害防止施設の整備を進めた結果、令和元年度末の土砂災害から保全される人家戸数は18,701戸(保全率27.0%)になりました。</li> <li>●土砂災害のおそれに対して的確な判断ができる警戒避難体制づくりを目的として、土砂災害防止法に基づく基礎調査が全箇所完了しました。また、基礎調査が完了した箇所から順次、土砂災害防止法に基づく区域指定を進め、指定率87.1%になりました。</li> <li>●市町が行う警戒避難体制づくりへの支援強化として、市町担当者を対象に「土砂災害警戒避難ガイドライン」の内容を中心とした説明会を年3回開催し、全市町において土砂災害に関する防災訓練が実施されるなど、防災意識の向上が図られました。</li> <li>●大規模災害などの課題に対応したまちづくりを進めるため、「都市計画区域マスタープラン」の改定作業を進めました。</li> <li>●山地災害危険地対策や山腹崩壊等の復旧対策、機能の低下した保安林の整備等、治山対策を実施するとともに、市町や森林組合等の林業事業者による造林・間伐などの森林整備や鳥獣害防止施設整備を支援しました。また、森林環境創造事業等による多様な森林づくりや「みえ森と緑の県民税」を活用した災害に強い森林づくりに取り組みました。</li> <li>●老朽化が著しい農業用ため池について、新規着手1か所を含む計10か所で耐震対策等を実施しました。農業用ため池ハザードマップの作成について関係市町に働きかけを行い、危険なため池のハザードマッ</li> </ul>
----------	--



プ作成に向けた意識の向上を図った結果、防災重点ため池306か所においてハザードマップ作成の取組が行われました(県内累計1,030か所(防災重点ため池))。

### 今後の課題

- 今後も、県民の皆さんによりわかりやすく適切な災害情報等を迅速に提供するとともに、災害対応への活用を図っていく必要があります。
- 「宅地防災月間」以外でも開発施工区域をパトロールし、開発事業者の安全意識の向上を図る必要があります。また、滑動崩落のおそれのある大規模盛土造成地を判断・抽出して対策工事を推進するため、大規模盛土造成地マップの高度化(第二次スクリーニング)が必要です。
- 土砂災害に対する保全人家率は依然として低い状態であることから、引き続き土砂災害防止施設の整備を推進する必要があります。
- 土砂災害防止法に基づく区域指定について、早期に完了する必要があります。また、地形改変など再調査が必要となった箇所について、2巡目の基礎調査を実施する必要があります。
- 「土砂災害警戒避難ガイドライン」をもとに市町が的確な判断ができるよう警戒避難体制づくりや避難勧告等の発令基準制定の取組を支援する必要があります。
- 地震・津波以外の大規模自然災害への都市計画上の対応を検討する必要があります。
- 台風や豪雨等で発生した山地災害の早期復旧や山地災害危険地区における治山対策等を推進するとともに、老朽化等により機能が低下した治山施設の長寿命化対策に取り組む必要があります。また、森林所有者の理解と協力を得て、公益的機能の発揮に向けた森林の整備を引き続き進める必要があります。
- 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が施行され、新たな選定基準の設定により防災重点ため池が大幅に増えたことから、農村における安全で安心な暮らしを守るため、防災重点ため池の豪雨・耐震化対策を計画的かつ早急に進めるとともに、耐震調査、ハザードマップを活用した防災訓練等の促進や適正な維持管理に向け管理体制の強化を図るなど、ハード・ソフトの両面から防災・減災対策を強力に推進していく必要があります。

## 2 令和2年度の取組方向

### 取組方向

- これまでの災害情報や避難所開設情報等の提供に加え、南海トラフ地震臨時情報や台風強度の5日予報の提供、警戒レベルの掲載を開始するなど、引き続き、県民の皆さんにわかりやすく適切な災害情報の提供を行っていきます。また、防災関係機関等と情報共有を行い、迅速かつ的確な災害対策本部活動を行っていきます。
- 5月の「宅地防災月間」の取組を実施することで防災意識の向上を図るとともに、開発施工区域については、秋期にもパトロールを実施することで災害の未然防止に努めます。また、6市町(名張市、亀山市、いなべ市、伊賀市、東員町、朝日町)において、大規模盛土造成地マップの高度化の過程である造成年代調査を含む「第二次スクリーニング計画の作成」に着手します。
- 激甚化の傾向にある自然災害に対応するため、土砂災害防止施設の整備を引き続き推進し、土砂災害から保全される人家戸数の増加を図ります。
- 土砂災害防止法に基づく区域指定については、順次指定を行い、令和3年中の完了をめざすとともに、地形改変など再調査が必要となった箇所について、2巡目の基礎調査に取り組みます。
- 「土砂災害警戒避難ガイドライン」の内容を中心とした説明会を、市町担当者を対象に年3回開催し、市町が行う警戒避難体制づくりや、土砂災害に関する避難勧告等の発令基準制定の取組を引き続き支援します。
- 大規模災害などの課題に対応したまちづくりに向け、引き続き「都市計画区域マスタープラン」の改定作業

を進めます。

- 台風や豪雨等で発生した山地災害の復旧や保安林内の森林整備を進めるとともに、山地災害危険地区において治山事業を実施し、災害の未然防止を進めます。また、機能が低下した治山施設の点検・調査を進め、個別施設計画を策定し、長寿命化対策に取り組みます。さらに、森林の有する公益的機能が十分に発揮されるよう、間伐等の森林整備を促進するとともに、災害に強い森林づくりを進めるため、市町と連携して流域の防災機能を強化するための面的な森林整備等を進めます。
- 農村地域の安全・安心を確保するため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の財源も活用し、防災重点ため池の耐震化対策等について、継続箇所の早期完了に取り組むとともに、耐震調査、ハザードマップを活用した防災訓練等の促進や適正な維持管理を行うための管理体制の強化など、ハード・ソフトの両面から計画的に取り組んでいきます。

事前に備えるべき目標	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
リスクシナリオ	-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
推進方針	①情報提供手段及び情報収集手段の多様化・確実化 ②地方公共団体の人員・体制整備 ③交通渋滞の回避 ④避難体制整備の支援

## 1 令和元年度の主な取組結果(成果)と今後の課題

取組結果(成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災みえ.jpホームページによる地図等を活用した災害情報及び避難所開設情報等や、登録制メール、SNS(ツイッター、LINE)による気象情報及び三重県版タイムラインに基づく情報等の提供を行いました。また、防災情報の円滑な提供を目的として、市町、報道機関等とともに、Lアラート全国合同訓練に参加しました。</li> <li>●災害対策本部の活動が切れ目のないものとなるように、災害対策統括部における交代要員を確保しました。また、発災前から予測できる風水害に対し、被害を最小化するため、「いつ、誰が、何をするか」を時系列で整理した、「三重県版タイムライン」を7つの台風で運用しました。</li> <li>●信号機の滅灯を想定した警察官による交通整理訓練や、可搬型発動発電機を使用した信号機の復旧訓練を実施しました。また、電源付加装置を有する信号機については、保守点検委託事業者による燃料の充填状況や動作状況の確認を行いました。</li> <li>●市町が行う警戒避難体制づくりへの支援強化として、市町担当者を対象に、「土砂災害警戒避難ガイドライン」の内容を中心とした説明会を年3回開催し、全市町において土砂災害に関する防災訓練が実施されるなど、防災意識の向上が図られました。また、洪水時の水位情報をスマートフォン等から確認することができる危機管理型水位計について211か所の設置が完了し、運用を開始しました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●今後も、県民の皆さんによりわかりやすく適切な災害情報等の提供を行うとともに、訓練を行うなど、情報発信の手順を確認しておく必要があります。</li> <li>●さまざまな訓練等を通して、「三重県災害対策本部運営要領」に即した行動ができるよう推進していく必要があります。</li> <li>●県内 3,249 か所の信号機のうち、発動発電機やバッテリー等の電源付加装置を有する信号機を 137 基整備していますが、さらに対策が必要であることから、引き続き電源付加装置の整備を推進していく必要があります。</li> <li>●「土砂災害警戒避難ガイドライン」をもとに市町が的確な判断ができるよう警戒避難体制づくりや避難勧告等の発令基準制定の取組を支援する必要があります。また、設置した危機管理型水位計のさらなる運用について避難判断の目安となる水位を設定する必要があります。さらに、水位情報と併せた効果的な情報提供を行うため、簡易型河川監視カメラを水位周知河川に設置する必要があります。</li> </ul>

## 2 令和2年度の取組方向

取組方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>●引き続き、県民の皆さんにわかりやすく適切な災害情報の提供を行うとともに、防災関係機関等と訓練を行うなど、情報発信の手順を確認します。</li> <li>●「三重県災害対策本部運営要領」に即した行動ができるよう、引き続きさまざまな訓練等を通して習熟を</li> </ul>
------	---

図っていきます。

- 停電時の信号機の滅灯による交通事故や渋滞を防ぐため、電源付加装置を有する信号機の整備を推進していきます。また、信号機が停止した場合を想定した警察官による交通整理訓練や、可搬型発動発電機を使用した信号機復旧訓練を実施します。
- 「土砂災害警戒避難ガイドライン」の内容を中心とした説明会を、市町担当者を対象に年3回開催し、市町が行う警戒避難体制づくりや、土砂災害に関する避難勧告等の発令基準制定の取組を引き続き支援します。また、設置した危機管理型水位計のさらなる運用について、避難判断の目安となる水位の設定を検討します。さらに、水位情報と併せた効果的な情報提供を行うため、簡易型河川監視カメラを水位周知河川38か所に設置します。



事前に備えるべき目標	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)
リスクシナリオ	-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
推進方針	①物資輸送ルート(陸路)の確保 ②物資輸送ルート(空路、海路)の確保 ③迅速な道路啓開の態勢整備 ④水道施設の耐震化等 ⑤燃料の備蓄の促進 ⑥民間物流施設等の災害対応力の強化 ⑦各家庭における備蓄量の確保 ⑧自治体、国、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制の構築

## 1 令和元年度の主な取組結果(成果)と今後の課題

### 取組結果(成果)

- 大規模自然災害発生時に県民の皆さんの命を守るため、高規格幹線道路等の早期全線開通に向けて重点的に取り組みました。新名神高速道路の亀山西JCTにおいて名古屋方面と伊勢方面を結ぶランプウェイが完成し、東名阪自動車道とのダブルネットワーク機能強化が達成されました。また、東海環状自動車道の三重・岐阜県境間(北勢IC(仮称)～養老IC間)の開通見通しが令和8年度と示されたことにより、東海環状自動車道の全線で開通の見通しとなりました。さらに、紀勢自動車道の暫定2車線区間のうち、大宮大台IC～紀勢大内山ICの一部区間の4車線化が決定しました。直轄国道については、未事業化区間であった国道23号鈴鹿四日市道路が令和2年度に新規事業化されました。また、緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備を重点的かつ効率的に推進した結果、第2次緊急輸送道路に指定されている国道169号土場バイパスにおいて約0.6kmを供用しました。緊急輸送道路上の橋梁や跨線橋の耐震対策については、県道四日市菰野大安線の宿野橋等、10橋の耐震化を図りました。
- 平成31年3月に策定した「三重県市町受援計画策定手引書」において、陸路での到達が困難な場合や、一度に大量輸送を行う必要のある場合に効率的と見込まれる海上輸送拠点等の活用(海路の使用)について記載しました。また、緊急時における物資輸送拠点(3漁港)のうち、完了していない1漁港において、粘り強い構造を有する施設の整備を進めました。
- 道路啓開の態勢整備を図るため、国・県・建設企業と連携した道路啓開情報伝達訓練を実施しました。また、南海トラフ地震時における道路啓開計画「中部版くしの歯作戦」の実効性を向上させるため、国・市町・建設企業等と連携し具体策を検討しました。
- 水道用水供給事業については、高野浄水場の6浄水処理施設の耐震補強詳細設計、前倒して伊勢調整池の耐震詳細診断を実施しました。管路は、被害率の高い管路のうち、当初予定していた管路約2.5kmの布設替工事に約1.5kmの前倒し分を含めた約4.0kmの布設替工事を実施しました。また、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、各市町の資機材保有状況を更新するとともに、震災・災害・事故を想定した年間訓練計画に従い、受水市町等との研修・訓練を4回実施しました。
- 毎年度、各県立学校における非常用発電機用燃料となるガソリン及びプロパンガスの備蓄状況を把握しています。
- 民間物流施設等の災害対応力の強化のため、「みえ企業等防災ネットワーク」において、県内に立地する企業が自らの防災力を高めることや、地域の防災力向上に寄与することを目的に、地域別企業防災研修を開催し、企業における防災人材の育成を行いました。また、事業継続計画(BCP)の策定について、同ネットワークの研修会等において、「BCP普及分科会」を設け、計画の策定を希望する企業に対して支援を行いました。
- 新聞等の多様なメディアを活用するとともに、防災ガイドブックを改訂したほか、「自主防災組織リーダー研修」等の研修を実施するなど、さまざまな媒体や機会を利用して、個人備蓄の必要性を呼びかけました。

- 近隣府県との連携強化を図るため、近畿圏で実施された広域応援・受援の訓練に参加しました。また、県内各市町の受援体制整備を促進するため、「三重県市町受援計画策定手引書」の担当者説明会を開催するとともに、物流の専門家や被災自治体職員等を講師とした研修会を開催しました。

### 今後の課題

- 大規模自然災害への備えとして、高規格幹線道路及び直轄国道のさらなる整備促進を国等へ一層強く働きかけるほか、県管理道路の効率的・効果的な整備を引き続き進める必要があります。また、緊急輸送道路上の耐震化未対策の橋梁の中には、架け替えにより耐震対策を行うものや、基礎の補強や大規模な仮設が必要となる橋梁があることから、計画的に耐震化を進めていく必要があります。
- 「三重県広域受援計画」に定めた各行動について実効性を高めていく必要があります。また、緊急時の物資輸送拠点や漁港及び背後集落の被害軽減を図るため、耐震強化岸壁や粘り強い構造を有する施設を早期に整備する必要があります。
- 発災時に迅速な道路啓開を展開するため、国・県・建設企業が連携した道路啓開情報伝達訓練を今後も継続して実施する必要があります。また、「中部版くしの歯作戦」の実効性を向上させるため、国・市町・建設企業等とさらなる調整を図る必要があります。
- 将来発生が予想される南海トラフ地震などの大規模地震に備えるため、県営の水道施設の耐震化を計画的に推進する必要があります。また、大規模災害時において被害が広範囲に及ぶ場合は、県内市町や中部圏、近畿圏の府県市と広域で連携して応急措置等を円滑に実施していく必要があります。
- 県立学校の中には、ガソリン、プロパンガスのいずれの燃料も備蓄していない学校があることから、災害時に停電となった場合にも必要となる電力を確保するため、これらの学校へ発電機用燃料の確保を働きかける必要があります。
- 企業における防災活動を効果的に進めていくため、引き続き防災に関する専門的な知識を持った人材や、災害時に率先して行動することのできる人材を養成する必要があります。また、事業継続計画(BCP)について、「みえ防災・減災センター」や「みえ企業等防災ネットワーク」と連携しながら、計画の策定の目的や必要性を企業に対し啓発を行うとともに、具体的な取組への支援を行っていく必要があります。
- 飲料水や食料など個人備蓄に係る意識の浸透と定着を図るため、県民の皆さんに対して効果的な個人備蓄の啓発を行う必要があります。

## 2 令和2年度の取組方向

### 取組方向

- 大規模地震や激甚化する集中豪雨等の自然災害の脅威に備え、地域の安全・安心を支えるため、東海環状自動車道、紀勢自動車道(4車線化)、国道42号熊野尾鷲道路(Ⅱ期)、国道42号熊野道路、国道42号紀宝熊野道路、国道42号新宮紀宝道路の高規格幹線道路や、国道1号北勢バイパス、国道23号中勢バイパス、国道1号桑名東部拡幅(伊勢大橋架替)、国道23号鈴鹿四日市道路などの直轄国道の整備促進を図る取組を推進します。県管理道路については、高規格幹線道路及び直轄国道と一体となった道路ネットワークの形成をめざし、国道421号大安ICアクセス道路や国道167号磯部バイパス等の整備を推進するとともに、早期に整備効果が発現できる柔軟な整備手法を用いて待避所の設置や道路空間を有効に活用した局部的な改良などに取り組みます。また、道路ネットワーク機能の強化をめざし、鈴鹿亀山道路、名神名阪連絡道路の事業化に向け、国等と連携して調査・検討を進めます。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、最新の技術的知見等も取り入れつつ、計画的かつ着実に進めていきます。
- 訓練等のさまざまな機会を通して「三重県広域受援計画」に定めた各行動の実効性を高めていきます。また、耐震強化岸壁や粘り強い構造を有する施設の整備、漁港業務継続計画(漁港BCP)の策定・運用を進めるとともに、漁港及び背後集落の被害軽減に取り組みます。

- 道路啓開を迅速に展開できる態勢整備に向け、道路啓開情報伝達訓練を継続して実施します。また、「中部版くしの歯作戦」の実効性を向上させるため、引き続き国・市町・建設企業等と連携して検討を進めます。
- 企業庁経営計画(平成29年度～令和8年度)に基づき、浄水場等の施設については、耐震詳細診断の結果、対応が必要となった施設の耐震化工事を進めるとともに、液状化が想定される地域での管路等の耐震化について計画的に実施します。また、災害からの早期復旧が可能となるよう、市町、民間事業者などと連携した訓練を実施するとともに、相互応援協定を締結する中部圏、近畿圏の府県市とも平時から応援体制や備蓄資機材等の情報共有を行うことで、応援体制を強化していきます。
- 県立学校については、非常用発電機用燃料の備蓄状況を把握し、各学校での燃料確保を働きかけます。また、公立小中学校については、これまで燃料の備蓄状況を把握していないため、「学校防災取組状況調査」の調査項目を追加する等により、公立小中学校における燃料備蓄の状況を把握することとします。
- 企業における防災活動を効果的に進めていくため、引き続き防災に関する専門的な知識を持った人材や、災害時に率先して行動することのできる人材を養成していきます。また、事業継続計画(BCP)について、「みえ防災・減災センター」や「みえ企業等防災ネットワーク」と連携しながら、計画の策定の目的や必要性を企業に対し啓発を行うとともに、具体的な取組への支援を行っていきます。
- 飲料水や食料など個人備蓄に係る意識の浸透と定着を図るため、県民の皆さんに対して効果的な個人備蓄の啓発を行っていきます。
- 「災害ロジスティクス中部広域連絡会議・三重県地域部会」の構成員として、計画等の検討や各種訓練等に参加し、発災時の円滑な物資調達及び供給体制の構築に努めます。

事前に備えるべき目標	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)
リスクシナリオ	-2 多数かつ長期にわたる孤立集落(離島を含む)等の同時発生
推進方針	①緊急輸送道路や代替ルート、避難路等の整備 ②孤立化防止対策事業への支援等 ③雨量規制区間の代替ルートの確保 ④災害発生時に避難路となる林道、農道及び漁港関連道の整備 ⑤漁港施設の防災・減災対策 ⑥災害発生後の機動的・効率的な活動の確保 ⑦民間備蓄等との連携 ⑧行政機関の機能低下の回避 ⑨被災による機能低下の回避 ⑩災害情報の収集

## 1 令和元年度の主な取組結果(成果)と今後の課題

取組結果(成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模自然災害発生時に県民の皆さんの命を守るため、高規格幹線道路等の早期全線開通に向けて重点的に取り組みました。新名神高速道路の亀山西JCTにおいて名古屋方面と伊勢方面を結ぶランプウェイが完成し、東名阪自動車道とのダブルネットワーク機能強化が達成されました。また、東海環状自動車道の三重・岐阜県境間(北勢IC(仮称)～養老IC間)の開通見通しが令和8年度と示されたことにより、東海環状自動車道の全線で開通の見通しとなりました。さらに、紀勢自動車道の暫定2車線区間のうち、大宮大台IC～紀勢大内山ICの一部区間の4車線化が決定しました。直轄国道については、未事業化区間であった国道23号鈴鹿四日市道路が令和2年度に新規事業化されました。また、緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備を重点的かつ効率的に推進した結果、第2次緊急輸送道路に指定されている国道169号土場バイパスにおいて約0.6kmを供用しました。緊急輸送道路上の橋梁や跨線橋の耐震対策については、県道四日市菰野大安線の宿野橋等、10橋の耐震化を図りました。</li> <li>●集落の孤立可能性について把握するとともに、災害時における孤立化への対応として、地域減災対策推進事業による拠点となる避難所の強化対策において、市町が取り組む避難所の生活環境の整備や避難所の停電対策・通信多重化対策に対する支援を行いました。</li> <li>●雨量規制区間の代替ルートとなる国道167号磯部バイパス等について、整備を進めました。</li> <li>●避難路として利用可能となる農道13路線のうち、整備が完了していない1路線及び林道1路線について整備を進めました。</li> <li>●緊急時における物資輸送拠点(3漁港)のうち、完了していない1漁港において、粘り強い構造を有する施設の整備を進めました。</li> <li>●「訓練でできないことは、本番では絶対にできない」の理念のもと、実働訓練は、伊勢湾台風60年防災訓練を木曾岬町で、近畿府県合同防災訓練・緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練を松阪市(メイン会場)で実施しました。特に、後者の訓練では、災害現場や孤立集落等の画像情報を迅速かつ確に収集・伝達するため、ヘリコプターテレビ映像伝送システムを活用した訓練を実施しました。また、図上訓練は、統括部図上訓練、地方災害対策部訓練を実施しました。(総合図上訓練は警報発表により中止)</li> <li>●災害時の支援等に関する協定について、総合サービス、三重日産自動車、プリンス三重販売、日産自動車、三菱自動車工業、三菱三菱自動車販売、日本ヘリシス、中部電力パワーグリッド、関西電力送配電と協定を締結しました。また、災害時の流通備蓄確保のため、協定締結を見据え、企業等と協議を行いました。</li> <li>●行政機関の機能低下を回避するため、「三重県業務継続計画(三重県BCP)」について、災害発生時の優先業務を継続的に見直すため、各部局において検証を行いました。また、市町の業務継続計画(市町</li> </ul>
----------	---



BCP)の策定促進のため、必要な支援を行いました。

- 被災による警察活動の機能低下を回避するため、「三重県警察業務継続計画(三重県警察BCP)」について、災害情勢や各種訓練の検証結果等を踏まえた見直しの検討を行いました。
- 近畿府県合同防災訓練・緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練において、災害現場や孤立集落等の画像情報を迅速かつ的確に収集・伝達するため、ヘリコプターテレビ映像伝送システムを活用した訓練を実施しました。また、大規模災害発生時において、迅速かつ的確な被害情報の収集・伝達ができるよう、防災関係機関と合同での「伊勢湾台風60年防災訓練」や「ヘリによる情報伝達訓練」において、ヘリコプターテレビ映像伝送システムを活用した訓練を実施しました。

### 今後の課題

- 大規模自然災害への備えとして、高規格幹線道路及び直轄国道のさらなる整備促進を国等へ一層強く働きかけるほか、県管理道路の効率的・効果的な整備を引き続き進める必要があります。また、緊急輸送道路上の耐震化未対策の橋梁の中には、架け替えにより耐震対策を行うものや、基礎の補強や大規模な仮設が必要となる橋梁があることから、計画的に耐震化を進めていく必要があります。
- 引き続き災害時における孤立可能性について把握し、拠点となる避難所等の強化対策を促進する必要があります。
- 雨量規制区間の代替ルートを確保するため、県管理道路の整備を引き続き進める必要があります。
- 避難路としての農道や林道等の道路整備を進めていく必要があります。
- 緊急時の物資輸送拠点や漁港及び背後集落の被害軽減を図るため、耐震強化岸壁や粘り強い構造を有する施設を早期に整備する必要があります。
- 適切な災害情報の提供に向けて、引き続き県民の皆さんにわかりやすい情報の提供を行うとともに、災害対応への活用を図っていく必要があります。
- 地方公共団体、企業、事業者団体等との協定締結の促進や、協定内容の充実を図っていく必要があります。
- 「三重県業務継続計画(三重県 BCP)」について、組織の改編や業務内容の変更を踏まえ、継続的な更新を進める必要があります。また、計画未策定の1市町に対して、研修の開催等により市町の業務継続計画(市町 BCP)の策定を促進する必要があります。
- 大規模災害発生時においても、警察活動の機能低下を回避するため、「三重県警察業務継続計画(三重県警察 BCP)」を継続的に見直していく必要があります。
- 災害発生時における画像情報を迅速かつ的確に収集・伝達するため、ヘリコプターテレビ映像伝送システムを活用した訓練を実施するとともに、有事の際に備えて、同システムの適切な維持・管理により機能の確保を図っていく必要があります。

## 2 令和2年度の取組方向

### 取組方向

- 大規模地震や激甚化する集中豪雨等の自然災害の脅威に備え、地域の安全・安心を支えるため、東海環状自動車道、紀勢自動車道(4車線化)、国道42号熊野尾鷲道路(Ⅱ期)、国道42号熊野道路、国道42号紀宝熊野道路、国道42号新宮紀宝道路の高規格幹線道路や、国道1号北勢バイパス、国道23号中勢バイパス、国道1号桑名東部拡幅(伊勢大橋架替)、国道23号鈴鹿四日市道路などの直轄国道の整備促進を図る取組を推進します。県管理道路については、高規格幹線道路及び直轄国道と一体となった道路ネットワークの形成をめざし、国道421号大安ICアクセス道路や国道167号磯部バイパス等の整備を推進するとともに、早期に整備効果が発現できる柔軟な整備手法を用いて待避所の設置や道路空間を有効に活用した局部的な改良などに取り組みます。また、道路ネットワーク機能の強化をめざし、鈴鹿亀山道

路、名神名阪連絡道路の事業化に向け、国等と連携して調査・検討を進めます。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、最新の技術的知見等も取り入れつつ、計画的かつ着実に進めていきます。

- 地域減災対策推進事業による拠点となる避難所の強化対策において、避難所の生活環境整備や停電対策・通信多重化対策について支援を行います。
- 雨量規制区間の代替ルート確保のため、県管理道路について、引き続き早期の整備を進めます。
- 整備が完了していない農道1路線、林道1路線について早期に整備を推進します。
- 耐震強化岸壁や粘り強い構造を有する施設の整備、漁港業務継続計画(漁港 BCP)の策定・運用を進めるとともに、漁港及び背後集落の被害軽減に取り組みます。
- 災害対応能力の向上に向けて、南海トラフ地震や内陸直下型地震を想定した県・市町・防災関係機関等が連携した訓練等を実施します。また、適切な災害情報を提供するため、地図等を活用して災害情報や避難所開設情報等を県民の皆さんにわかりやすく提供していくとともに、被害情報や対応経過を時系列の一覧表で管理し、市町等と情報共有を行い、迅速かつ的確な災害対策本部活動を行っていきます。
- 災害時における広域連携・支援体制を構築・強化するため、各部局が連携して、さまざまな業種の団体と協定の締結に向けた交渉を行い、協定の締結につなげていきます。
- 「三重県業務継続計画(三重県 BCP)」について、引き続き各部局における検証と見直しを行い、継続的な更新を進めます。また、未策定の市町に対して業務継続計画(市町 BCP)の策定を支援します。
- 大規模災害発生時において、警察活動の機能低下を回避できるよう「三重県警察業務継続計画(三重県警察 BCP)」について、引き続き、災害情勢や各種訓練の検証結果等を踏まえた見直しに取り組みます。
- ヘリコプターテレビ映像伝送システムを活用した画像情報の収集・伝達が円滑に行えるよう、設備の保守点検を実施するとともに、災害発生時に即応できるよう、ヘリコプターテレビ映像伝送システムの機能を活用する実施訓練に参加します。

事前に備えるべき目標	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)
リスクシナリオ	-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
推進方針	①救助機関の災害対応力強化 ②災害対応能力の向上 ③常備消防の充実強化 ④災害医療の体制整備 ⑤消防団員等の人材育成 ⑥合同訓練等の実施 ⑦警察施設、消防施設の耐震化等 ⑧情報通信機能の耐災害性の強化 ⑨消防救急無線のデジタル化 ⑩自治体、関係府省庁の連携

## 1 令和元年度の主な取組結果(成果)と今後の課題

取組結果(成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自衛隊及び海上保安庁と連携訓練の成果を共有するとともに、大規模災害に備えた連携強化について意見交換を行いました。</li> <li>●大規模災害発生時において、迅速かつ的確な災害警備活動が実施できるよう、非常参集訓練、代替災害警備本部設置訓練、装備資機材の取扱訓練等の各種災害警備訓練を実施し、初動警察体制の強化や災害対処能力の向上を図りました。また、防災関係機関との的確な情報共有や活動調整が行えるよう、防災関係機関が主催する防災関係会議や合同訓練に参加するなどし、連携の強化を図りました。さらに、富山県内で実施された中部管区警察局管内の6県警察合同による「中部管区広域緊急援助隊合同訓練」において、部隊輸送訓練、救出救助訓練等を実施し、警察災害派遣隊の災害対処能力の向上及び部隊間相互の連携強化を図りました。</li> <li>●常備消防力の強化を図るため、消防車両や耐震性貯水槽などの消防施設の整備に係る支援を行うとともに、「三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画」に基づき、消防本部が実施する広域化または連携・協力に関する勉強会等の実施を支援しました。 また、救急救命士の新規養成と資質向上を図るため、消防学校において、救急救命士の新規養成支援や救急救命士が行うことができる特定行為等に対応した講習を実施するとともに、救急業務の教育体制の充実を図るため、指導救命士養成のための講習を実施しました。 さらに、広域連携体制の強化などを図るため、緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練を実施したほか、緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練に参加しました。</li> <li>●災害医療コーディネーター、医師会、歯科医師会、薬剤師会、災害拠点病院等の医療関係者や警察、消防、保健所、市町等で構成する地域災害医療対策協議会等において、地域の災害医療体制の整備について検討・協議を行うとともに、訓練・研修を実施しました。また、災害医療コーディネーターの資質向上を図るため、県内9地域において研修を実施しました。</li> <li>●消防団の充実・強化に向け、三重県消防協会や市町と連携した入団促進キャンペーンを実施しました。また、消防団と自主防災組織が連携した取組事例の周知等により、県内への水平展開を図るとともに、「みえ防災・減災センター」と連携し、「みえの防災大賞」や自主防災組織交流会などを開催し、自主防災活動に対する取組への意欲の向上と優良事例の共有による活動の活性化を図りました。</li> <li>●「訓練でできないことは、本番では絶対にできない」の理念のもと、実働訓練は、伊勢湾台風60年防災訓練を木曾岬町で、近畿府県合同防災訓練・緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練を松阪市(メイン会場)で実施しました。また、図上訓練は、統括部図上訓練、地方災害対策部訓練を実施しました。(総合図上訓練は警報発表により中止)</li> </ul>
----------	--

- 警察本部庁舎や県内の警察署は、これまでに建て替え整備や耐震補強工事を実施し、耐震基準を満たす構造となっています。また、津波浸水被害が予測されていた2駐在所を廃止し、和具警察官駐在所として移転・建て替えを行いました。
- 防災通信ネットワークにおける地上系防災行政無線及び有線系通信設備の老朽化等に伴い、更新工事に着手しました。また、災害発生時における非常通信を確保するため、防災行政無線を主体とした市町から県への非常通信ルートの確認を行うとともに、非常通信訓練を実施しました。
- 消防救急無線(共通波)のデジタル化について、維持管理を行う三重県市町総合事務組合が事務局の「三重県消防救急無線(共通波)運営連絡会」に参加し、円滑な運用に向けた支援を行いました。
- 近隣府県との連携強化を図るため、近畿圏で実施された広域応援・受援の訓練に参加しました。また、県内各市町の受援体制整備を促進するため、「市町受援計画策定手引書」の担当者説明会を開催するとともに、物流の専門家や被災自治体職員等を講師とした研修会を開催しました。さらに、大規模災害発生時に県内外からのボランティアやNPO等を円滑に受け入れられるよう、関係者が情報共有、連絡調整する「協働プラットフォーム」を構築するための研修会を県内3か所で開催しました。

### 今後の課題

- 今後も各種訓練や連絡会議を通じて連携を強化することにより、防災関係機関との相互理解と大規模災害時の応急体制の充実を図っていく必要があります。
- 大規模災害に迅速かつ的確に対処するため、引き続き実戦的な災害警備訓練を実施するとともに、装備資機材を充実・整備するなどして、初動警察体制の強化や災害対処能力の向上を図る必要があります。また、防災関係機関との間で、災害に備えた具体的な対策を協議・検討するなど、連携強化に向けた取組を継続して実施する必要があります。さらに、警察災害派遣隊の広域運用を見据え、他県警察や防災関係機関等と合同での実戦的な訓練を実施し、引き続き災害対処能力の向上や部隊間相互の連携強化を図る必要があります。
- 今後も常備消防力の強化を図るため、連携・協力や広域化も見据えた消防施設の整備に係る支援を行うとともに、「三重県救急搬送・医療連携協議会」によるメディカルコントロール体制のもと、引き続き救急救命士の養成や資質向上に取り組む必要があります。  
また、広域連携体制の強化を図るため、今後も緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練に参加していく必要があります。
- 引き続き地域災害医療対策協議会等において、関係機関の連携強化を図るなど、地域の災害医療体制を整備する必要があります。また、厚生労働省から示された災害医療コーディネーター活動要領等を踏まえながら、より効果的な災害医療コーディネート体制を構築する必要があります。
- 消防団の充実・強化に向け、三重県消防協会や市町と連携しながら入団促進に取り組むとともに、消防団活動に対する理解促進を図る必要があります。また、防災人材の育成に向けて引き続き取り組み、地域防災力の向上をめざして、消防団と自主防災組織が連携した取組を周知するなど、県内への水平展開を図る必要があります。自主防災組織リーダー研修が、自主防災活動の活性化につながるよう、自主防災組織のリーダーとして必要な知識、技能を習得させるとともに、その役割についての自覚を高める内容の研修とし、地域防災力の向上のため、消防団との連携の促進を図り、隙間のない災害対応ができる体制を構築する必要があります。
- 発生が懸念される南海トラフ地震では、県内全域で大きな被害が想定されることから、引き続き県・市町・防災関係機関等が連携した訓練を通じて、災害対策活動体制の充実・強化を図る必要があります。
- 警察署や交番・駐在所は、災害警備活動や治安維持活動の拠点となるなど、あらゆる警察事象に対応する必要があることから、津波浸水被害や地震による倒壊が予測される警察署や交番・駐在所はもとより、老朽化、狭隘化の進行、事件・事故の発生状況等の地域情勢を十分考慮し、総合的に判断した上で整備する必要があります。



- 防災通信ネットワークにおける地上系防災行政無線及び有線系通信設備について、更新工事を進める必要があります。また、非常通信ルートの点検を行い、常に有効な状態にするとともに、非常時に利用可能なルートを把握しておくため、訓練を行う必要があります。
- 消防救急無線(共通波)のデジタル化整備工事は完了したことから、今後は、運用面・技術面での助言など適切なフォローアップを行っていく必要があります。
- 近隣府県との連携強化を図るため、積極的な訓練参加により広域応援・受援体制を推進していく必要があります。
- 市町・社会福祉協議会・NPO等と連携し、地域において円滑にボランティア等を受け入れる体制の実効性を高めていく必要があります。また、各市町が受援計画の策定を円滑に進めることができるよう支援を行う必要があります。

## 2 令和2年度の取組方向

### 取組方向

- 大規模災害に備えて、広域応援・受援体制に向けた訓練に参加します。また、自衛隊及び海上保安庁と連携の強化を図るなど、防災関係機関との顔の見える関係づくりを進めます。
- 大規模災害発生時において、迅速かつ的確な災害警備活動が実施できるよう、実戦的な災害警備訓練を継続して実施するとともに、必要な装備資機材等の整備を行うなどして、初動警察体制の強化や災害対処能力の向上に取り組みます。また、防災関係機関との間で、的確な情報共有や活動調整が行えるよう、引き続き各種防災関係会議や合同訓練に積極的に参加するなどして、さらなる連携の強化に取り組みます。さらに、中部管区警察局管内の6県警察合同による「中部管区広域緊急援助隊合同訓練」や、防災関係機関等との実戦的な合同訓練を実施するなどして、警察災害派遣隊の災害対処能力の向上や部隊相互の連携強化に取り組みます。
- 常備消防力の強化を図るため、連携・協力や広域化も見据えた消防施設の整備に係る支援を行うとともに、救急救命活動の向上に向けて、救急救命士養成機関における消防職員研修派遣への支援を行うとともに、救急救命士が実施可能な処置範囲の拡大に対応した講習を実施するほか、消防学校と連携して、県内全域で質の担保された救急活動が実施できるよう指導救命士の養成講習を実施します。また、広域連携体制の強化を図るため、緊急消防援助隊地域ブロック訓練に参加します。
- 地域災害医療対策協議会等における協議や研修・訓練、災害医療コーディネーターへの研修を通じて、地域における災害医療体制の強化につなげていきます。また、より効果的な災害医療コーディネート体制の構築を進めます。
- 消防団の充実・強化に向け、市町の地域の特性や実情に応じた取組を支援するため、新たに「消防団充実強化促進事業」を創設するとともに、引き続き三重県消防協会や市町と連携して消防団員の入団促進及び消防団への応援・理解を推進するため、「みえ消防団応援の店」制度等に取り組みます。また、消防団と自主防災組織が連携した取組事例の周知等により、県内への水平展開を図っていきます。さらに、自主防災組織の活性化を図るためには、組織の中心となるリーダーの役割が重要であることから、「みえ防災・減災センター」と連携し、県内の自主防災組織の中核を担う人材が防災に関する基礎知識や組織運営をはじめ、消防団との連携に必要な知識を身につけることができるよう、研修内容の充実を図るとともに、「みえの防災大賞」や自主防災組織交流会などの開催により、自主防災活動に対する取組への意欲の向上と優良事例の共有による活動の活性化を図ります。
- 災害対応能力の向上に向けて、南海トラフ地震や内陸直下型地震を想定した県・市町・防災関係機関等が連携した訓練等を実施します。
- 警察署や交番・駐在所の災害警備活動拠点としての機能強化が図れるよう、関係機関と連携した取組を推進します。

- 防災通信ネットワークにおける地上系防災行政無線及び有線系通信設備について、老朽化等に対応するため、引き続き計画的に更新工事を進めます。また、非常通信ルートの確認、点検を行い、防災通信ネットワークで更新を行わない衛星系防災行政無線を利用するなど、通信ルートを常に有効な状態にするとともに、非常通信訓練を実施します。
- 近隣府県との連携強化を図るため、広域応援・受援体制の訓練に参加します。
- 消防救急デジタル無線(共通波)について、三重県消防救急無線(共通波)運営連絡会への参加を通じて、運用面・技術面の助言等を行います。
- 「協働プラットフォーム」構築のための研修会の開催等を通じ、市町・社会福祉協議会・NPO等の関係者と連携して効果的な受援体制を整備していきます。また、各市町が受援計画の策定を円滑に進めることができるよう支援を行います。

事前に備えるべき目標	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)
リスクシナリオ	-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
推進方針	①災害時の石油類燃料の確保 ②災害時の航空燃料の備蓄貯蔵所の整備の促進 ③災害拠点病院での電源確保 ④インフラの整備・保全

## 1 令和元年度の主な取組結果(成果)と今後の課題

取組結果(成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時の石油類燃料の確保のため、重要施設における燃料設備のデータベースについて、石油連盟と情報共有を行いました。</li> <li>●航空燃料について円滑かつ的確に届けるため、引き続き備蓄の維持に努めました。</li> <li>●全ての災害拠点病院において非常用自家発電機を保有し、3日以上以上の燃料を備蓄していることを確認しました。</li> <li>●発災時における道路機能を確保するため、緊急輸送道路となっている街路の無電柱化について、3か所で電線共同溝の整備を進めました。緊急輸送道路上の橋梁や跨線橋の耐震対策については、県道四日市菰野大安線の宿野橋等、10橋の耐震化を図りました。道路施設の管理については、法定点検の結果により区分Ⅲ(早期措置段階)と診断された69施設(橋梁46施設、トンネル10施設、横断歩道橋11施設、大型カルバート2施設)について修繕を行いました。河川整備については、19河川において約1.3kmの整備が完了しました。土砂災害防止施設については、整備を進めた結果、令和元年度末の土砂災害から保全される人家戸数は18,701戸(保全率27.0%)になりました。ダムの整備については、川上ダムの整備促進を国等に働きかけるとともに、鳥羽河内ダムの用地取得と工事用道路の工事を進めました。管理中のダムについては、耐震対策を進めるとともに、必要な修繕・更新を行いました。建設・港湾海岸については、城南第一地区海岸など15地区で高潮対策(約1.6km)及び耐震対策(約0.1km)を実施しました。港湾施設の整備については、津松阪港(大口地区)など3港湾で老朽化対策(L=24m)及び耐震対策(橋脚補強1基)を実施しました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時の石油類燃料として確保した燃料を、災害時に円滑かつ的確に届けるため、石油連盟との連絡・連携体制の強化を図る必要があります。</li> <li>●災害時の空路による救援活動が円滑に実施されるよう、引き続き航空燃料の確保に向けた取組を行う必要があります。</li> <li>●全ての災害拠点病院において、引き続き、3日以上以上の燃料を備蓄するとともに、平時から点検を行うなど非常時に使用可能なことを確認しておく必要があります。</li> <li>●インフラの整備・保全については、効果的かつ効率的に整備等を進めていく必要があります。電線類の地中化については、主に歩道の整備と併せて電線共同溝を整備するため、電気通信事業者や沿線住民との調整を図る必要があります。緊急輸送道路上の耐震化未対策の橋梁の中には、架け替えにより耐震対策を行うものや、基礎の補強や大規模な仮設が必要となる橋梁があることから、計画的に進めていく必要があります。道路の維持管理については、点検・診断・措置・記録のメンテナンスサイクルの確実な実施を図る必要があります。</li> </ul>

## 2 令和2年度の取組方向

### 取組方向

- 災害時の石油類燃料として確保した燃料を、災害時に円滑かつ的確に届けるため、石油連盟との関係を強化していきます。
- 航空燃料について円滑かつ的確に届けるため、引き続き備蓄の維持に努めます。
- 災害時に災害拠点病院が機能停止とならないよう、電源の確保を働きかけていきます。
- 電線類の地中化については、計画の早い段階から関係機関及び地元との調整を行い、円滑に事業を進めていきます。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、最新の技術的知見等も取り入れつつ、計画的かつ着実に進めていきます。道路の維持管理については、改正道路法に基づく確実な点検を実施するとともに、点検結果により区分Ⅲ(早期措置段階)と診断された施設について、点検完了後、5年以内に修繕していきます。土砂災害防止施設については、土砂災害から県民の皆さんの生命・財産を保全するため、引き続き整備を進め、土砂災害から保全される人家戸数の増加に努めます。河川の整備については、木津川など 21 河川で整備を進めます。ダム の 整備 については、川上ダムの早期完成に向け、引き続き国等に働きかけを行うとともに、鳥羽河内ダムの着実な事業推進を図ります。管理中のダムについては、耐震対策を進めるとともに、施設の状態把握に努め、適切な予防保全対策を進めます。海岸堤防の高潮対策及び耐震対策については、効率的な事業実施計画を作成し、城南第一地区海岸など 14 地区海岸において引き続き実施していきます。港湾施設については、港湾利用者や地域の安全・安心を向上させるため、津松阪港(大口地区)など3港湾において引き続き計画的に老朽化対策や耐震対策を進めます。



事前に備えるべき目標	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)
リスクシナリオ	-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者(観光客を含む)への水・食料等の供給不足
推進方針	①一時滞在施設の確保 ②インフラの整備・保全 ③交通渋滞の回避 ④代替輸送手段の確保等 ⑤観光地の防災対策

## 1 令和元年度の主な取組結果(成果)と今後の課題

取組結果(成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模災害により交通が途絶した際、協定を締結している事業者の店舗が可能な範囲で帰宅困難者への支援を実施する災害時帰宅支援ステーションについて、取組を広く周知するため、協定事業者にステッカーを配布しました。</li> <li>●発災時における道路機能を確保するため、緊急輸送道路となっている街路の無電柱化について、3か所で電線共同溝の整備を進めました。緊急輸送道路上の橋梁や跨線橋の耐震対策については、県道四日市菟野大安線の宿野橋等、10橋の耐震化を図りました。道路施設の管理については、法定点検の結果により区分Ⅲ(早期措置段階)と診断された69施設(橋梁46施設、トンネル10施設、横断歩道橋11施設、大型カルバート2施設)について修繕を行いました。河川整備については、19河川において約1.3kmの整備が完了しました。土砂災害防止施設については、整備を進めた結果、令和元年度末の土砂災害から保全される人家戸数は18,701戸(保全率27.0%)になりました。ダムの整備については、川上ダムの整備促進を国等に働きかけるとともに、鳥羽河内ダムの用地取得と工事用道路の工事を進めました。管理中のダムについては、耐震対策を進めるとともに、必要な修繕・更新を行いました。建設・港湾海岸については、城南第一地区海岸など15地区で高潮対策(約1.6km)及び耐震対策(約0.1km)を実施しました。港湾施設の整備については、津松阪港(大口地区)など3港湾で老朽化対策(L=24m)及び耐震対策(橋脚補強1基)を実施しました。</li> <li>●信号機の滅灯を想定した警察官による交通整理訓練や、可搬型発動発電機を使用した信号機の復旧訓練を実施しました。また、電源付加装置を有する信号機については、保守点検委託事業者による燃料の充填状況や動作状況の確認を行いました。</li> <li>●三重県防災・減災対策行動計画に基づき、観光防災の主体的な取組を促すため、観光防災セミナーを行い、外国人旅行者への対応も含めておはらい町における対策や他県の先進的な取組について共有しました。また、多言語避難マップや観光施設におけるBCP作成のための課題検討の場の設置、災害時の観光客への対応を想定した避難訓練を行いました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時帰宅支援ステーションの充実に向けて、引き続きさまざまな業種の団体等との協定締結を進めていく必要があります。</li> <li>●インフラの整備・保全については、効果的かつ効率的に整備等を進めていく必要があります。電線類の地中化については、主に歩道の整備と併せて電線共同溝を整備するため、電気通信事業者や沿線住民との調整を図る必要があります。緊急輸送道路上の耐震化未対策の橋梁の中には、架け替えにより耐震対策を行うものや、基礎の補強や大規模な仮設が必要となる橋梁があることから、計画的に進めていく必要があります。道路の維持管理については、点検・診断・措置・記録のメンテナンスサイクルの確実な実施を図る必要があります。</li> <li>●県内 3,249 か所の信号機のうち、発動発電機やバッテリー等の電源付加装置を有する信号機を 137 基</li> </ul>

整備していますが、さらに対策が必要であることから、引き続き電源付加装置の整備を推進していく必要があります。

- 外国人への対応を含め、意識啓発や知識習得の場づくり等を通じて、観光事業者・関係団体における個々の取組につなげ、地域における具体的な防災・減災対策を促進し、県内全域における観光防災の主体的な取組を促進していくことが必要です。

## 2 令和2年度の取組方向

### 取組方向

- 災害時帰宅支援ステーションの充実に向けて、各部局と連携して、さまざまな業種の団体と交渉を行い、協定の締結につなげていきます。
- 電線類の地中化については、計画の早い段階から関係機関及び地元との調整を行い、円滑に事業を進めていきます。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、最新の技術的知見等も取り入れつつ、計画的かつ着実に進めていきます。道路の維持管理については、改正道路法に基づく確実な点検を実施するとともに、点検結果により区分Ⅲ（早期措置段階）と診断された施設について、点検完了後、5年以内に修繕していきます。土砂災害防止施設については、土砂災害から県民の皆さんの生命・財産を保全するため、引き続き整備を進め、土砂災害から保全される人家戸数の増加に努めます。河川の整備については、木津川など 21 河川で整備を進めます。ダム の 整備 については、川上ダムの早期完成に向け、引き続き国等に働きかけを行うとともに、鳥羽河内ダムの着実な事業推進を図ります。管理中のダムについては、耐震対策を進めるとともに、施設の状態把握に努め、適切な予防保全対策を進めます。海岸堤防の高潮対策及び耐震対策については、効率的な事業実施計画を作成し、城南第一地区海岸など 14 地区海岸において引き続き実施していきます。港湾施設については、港湾利用者や地域の安全・安心を向上させるため、津松阪港（大口地区）など3港湾において引き続き計画的に老朽化対策や耐震対策を進めます。
- 停電時の信号機の滅灯による交通事故や渋滞を防ぐため、電源付加装置を有する信号機の整備を推進していきます。また、信号機が停止した場合を想定した警察官による交通整理訓練や、可搬型発動発電機を使用した信号機復旧訓練を実施します。
- 県内観光地の防災・減災対策を一層促進するため、新型コロナウイルス感染症の状況も考慮しながら、人材育成や課題検討の場づくり、宿泊施設等の BCP 作成、災害時の観光客への対応を想定した訓練に向けた支援を行っていきます。

事前に備えるべき目標	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)
リスクシナリオ	-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
推進方針	①適切な医療機能の提供 ②介護保険施設の相互支援協定の締結促進 ③インフラの着実な整備・保全 ④交通渋滞の回避

## 1 令和元年度の主な取組結果(成果)と今後の課題

取組結果(成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全ての災害拠点病院において、3日分以上の非常用自家発電機の燃料や食料、飲料水を備蓄するとともに、関係団体等との訓練が行われました。また、BCPの考え方に基づいた病院災害対応マニュアルの整備を支援するため、病院BCP整備指針の策定及び地域別研修会を開催しました。</li> <li>● 第7期介護保険事業支援計画「みえ高齢者元気・かがやきプラン」に、施設間の相互支援協定締結促進を位置づけ、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設に対して周知を行うなど、協定締結に向けて働きかけを行いました。</li> <li>● 大規模自然災害発生時に県民の皆さんの命を守るため、高規格幹線道路等の早期全線開通に向けて重点的に取り組みました。新名神高速道路の亀山西JCTにおいて名古屋方面と伊勢方面を結ぶランプウェイが完成し、東名阪自動車道とのダブルネットワーク機能強化が達成されました。また、東海環状自動車道の三重・岐阜県境間(北勢IC(仮称)～養老IC間)の開通見通しが令和8年度と示されたことにより、東海環状自動車道の全線で開通の見通しとなりました。さらに、紀勢自動車道の暫定2車線区間のうち、大宮大台IC～紀勢大内山ICの一部区間の4車線化が決定しました。直轄国道については、未事業化区間であった国道23号鈴鹿四日市道路が令和2年度に新規事業化されました。また、緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備を重点的かつ効率的に推進した結果、第2次緊急輸送道路に指定されている国道169号土場バイパスにおいて約0.6kmを供用しました。緊急輸送道路上の橋梁や跨線橋の耐震対策については、県道四日市菰野大安線の宿野橋等、10橋の耐震化を図りました。</li> <li>● 信号機の滅灯を想定した警察官による交通整理訓練や、可搬型発動発電機を使用した信号機の復旧訓練を実施しました。また、電源付加装置を有する信号機については、保守点検委託事業者による燃料の充填状況や動作状況の確認を行いました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被災後、病院が早期に診療機能を回復できるよう、全ての病院が BCP の考え方に基づいた病院災害対応マニュアルの整備を行う必要があります。</li> <li>● 災害時における介護保険施設入所者の安全確保に向けて、各地域において相互支援協定が締結されるとともに、地域を超えた支援ができるような体制づくりを進める必要があります。</li> <li>● 大規模自然災害への備えとして、高規格幹線道路及び直轄国道のさらなる整備促進を国等へ一層強く働きかけるほか、県管理道路の効率的・効果的な整備を引き続き進める必要があります。また、緊急輸送道路上の耐震化未対策の橋梁の中には、架け替えにより耐震対策を行うものや、基礎の補強や大規模な仮設が必要となる橋梁があることから、計画的に耐震化を進めていく必要があります。</li> <li>● 県内 3,249 か所の信号機のうち、発動発電機やバッテリー等の電源付加装置を有する信号機を 137 基整備していますが、さらに対策が必要であることから、引き続き電源付加装置の整備を推進していく必要があります。</li> </ul>

## 2 令和2年度の取組方向

### 取組方向

- 地域別の研修会の開催を通じて、BCP の考え方に基づいた病院災害対応マニュアルの整備を支援していきます。
- 介護保険施設の相互支援協定の締結促進に向けて、新たな指定地域の把握に努め、協定の締結を検討している地域に対し必要な支援を行うとともに、引き続き地域を越えた支援ができるような体制づくりを進めます。
- 大規模地震や激甚化する集中豪雨等の自然災害の脅威に備え、地域の安全・安心を支えるため、東海環状自動車道、紀勢自動車道(4車線化)、国道42号熊野尾鷲道路(Ⅱ期)、国道42号熊野道路、国道42号紀宝熊野道路、国道42号新宮紀宝道路の高規格幹線道路や、国道1号北勢バイパス、国道23号中勢バイパス、国道1号桑名東部拡幅(伊勢大橋架替)、国道23号鈴鹿四日市道路などの直轄国道の整備促進を図る取組を推進します。県管理道路については、高規格幹線道路及び直轄国道と一体となった道路ネットワークの形成をめざし、国道421号大安ICアクセス道路や国道167号磯部バイパス等の整備を推進するとともに、早期に整備効果が発現できる柔軟な整備手法を用いて待避所の設置や道路空間を有効に活用した局部的な改良などに取り組めます。また、道路ネットワーク機能の強化をめざし、鈴鹿亀山道路、名神名阪連絡道路の事業化に向け、国等と連携して調査・検討を進めます。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、最新の技術的知見等も取り入れつつ、計画的かつ着実に進めていきます。
- 停電時の信号機の滅灯による交通事故や渋滞を防ぐため、電源付加装置を有する信号機の整備を推進していきます。また、信号機が停止した場合を想定した警察官による交通整理訓練や、可搬型発動発電機を使用した信号機復旧訓練を実施します。



事前に備えるべき目標	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)
リスクシナリオ	-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
推進方針	①感染症の発生・まん延防止 ②下水を速やかに排除、処理するための体制の構築 ③下水道施設の耐震化

## 1 令和元年度の主な取組結果(成果)と今後の課題

取組結果(成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●感染症予防を普及啓発する人材育成の一環として学校、幼稚園、保育所、高齢者施設等職員を対象に研修会を開催しました。また、「三重県公衆衛生審議会予防接種部会」を開催し、予防接種の推進や接種率の向上に向けて検討を行うとともに、予防接種センターにおいて医療相談や情報提供、接種困難事例への対応を行いました。(接種人数:807人、相談件数:557人)</li> <li>●平成27年度末に県内全ての流域下水道終末処理場のBCPの策定が終了し、平成28年度から毎年度、関連機関と「BCP連絡調整会議」を開催して当該BCPの内容を確認するとともに、伝達訓練を行っており、令和元年度も訓練を通じてBCPを見直しました。</li> <li>●平成28年度に策定した三重県流域下水道総合地震対策計画に基づき、優先度の高い施設から対策を実施しています。また、令和元年度には管理棟の耐震として、北部処理区、雲出川左岸処理区で対策工事を完成し、南部処理区で対策工事に着手しました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●感染症予防に関する普及啓発、人材育成を進めていく必要があります。また、予防接種センターや健康被害救済制度を活用し、県民の皆さんが安心して予防接種を受けられる体制を維持していく必要があります。さらに、エボラ出血熱や新型インフルエンザ等社会的影響の大きい感染症の発生に備え、設備整備への補助、抗インフルエンザ薬の備蓄、関係機関との訓練等を進めていく必要があります。加えて、結核患者数は横ばいであり、高齢者や外国人への支援を充実する必要があります。</li> <li>●BCPは発災後速やかに行動に移せることが重要です。BCPのさらなる定着を図るため、定期的な訓練を実施する必要があります。</li> <li>●マンホールの耐震対策について、北部処理区で7か所、松阪処理区で4か所の耐震補強を行う必要があります。また、管理棟の耐震として、南部処理区で対策工事を完成させる必要があります。さらに、汚泥脱水機棟の耐震として、北部処理区、南部処理区、雲出川左岸処理区、松阪処理区で対策工事を行う必要があります。</li> </ul>

## 2 令和2年度の取組方向

取組方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>●感染症予防に関する普及啓発、人材育成を進めていきます。また、予防接種センターの設置を継続し、県民の皆さんが安心して予防接種を受けられる体制を維持していきます。さらに、エボラ出血熱や新型インフルエンザ等社会的影響の大きい感染症の発生に備え、設備整備への補助、抗インフルエンザ薬の更新、関係機関との訓練等を進めます。加えて、結核については、高齢者や外国人への服薬指導、再発予防、通訳利用等の支援を行っていきます。</li> <li>●避難所における感染症予防対策の強化に向け、マスク・消毒液等の備蓄や、市町の「避難所運営マニュアル」の策定など、市町の円滑な避難所運営に係る取組を支援していきます。</li> <li>●BCPのさらなる定着を図るため、定期的な訓練を実施していきます。</li> </ul>
------	--

- マンホールの耐震対策について、北部処理区で2か所、松阪処理区で4か所の工事を実施していきます。また、管理棟の耐震として、南部処理区で対策工事を完成させます。さらに、汚泥脱水機棟の耐震として、南部処理区で対策工事に着手します。

事前に備えるべき目標	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
リスクシナリオ	-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化
推進方針	①被災による機能低下の回避 ②交通渋滞・交通事故の回避

## 1 令和元年度の主な取組結果(成果)と今後の課題

取組結果(成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被災による警察活動の機能低下を回避するため、「三重県警察業務継続計画(三重県警察BCP)」について、災害情勢や各種訓練の検証結果等を踏まえた見直しの検討を行いました。</li> <li>●信号機の滅灯を想定した警察官による交通整理訓練や、可搬型発動発電機を使用した信号機の復旧訓練を実施しました。また、電源付加装置を有する信号機については、保守点検委託事業者による燃料の充填状況や動作状況の確認を行いました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模災害発生時においても、警察活動の機能低下を回避するため、「三重県警察業務継続計画(三重県警察BCP)」を継続的に見直していく必要があります。</li> <li>●県内3,249か所の信号機のうち、発動発電機やバッテリー等の電源付加装置を有する信号機を137基整備していますが、さらに対策が必要であることから、引き続き電源付加装置の整備を推進していく必要があります。</li> </ul>

## 2 令和2年度の取組方向

取組方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模災害発生時において、警察活動の機能低下を回避できるよう、「三重県警察業務継続計画(三重県警察BCP)」について、引き続き災害情勢や各種訓練の検証結果等を踏まえた見直しに取り組みます。</li> <li>●停電時の信号機の滅灯による交通事故や渋滞を防ぐため、電源付加装置を有する信号機の整備を推進していきます。また、信号機が停止した場合を想定した警察官による交通整理訓練や、可搬型発動発電機を使用した信号機復旧訓練を実施します。</li> </ul>
------	---

事前に備えるべき目標	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
リスクシナリオ	-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
推進方針	○交通渋滞・交通事故の回避

## 1 令和元年度の主な取組結果(成果)と今後の課題

取組結果(成果)	<p>●信号機の滅灯を想定した警察官による交通整理訓練や、可搬型発動発電機を使用した信号機の復旧訓練を実施しました。また、電源付加装置を有する信号機については、保守点検委託事業者による燃料の充填状況や動作状況の確認を行いました。</p>
今後の課題	<p>●県内 3,249 か所の信号機のうち、発動発電機やバッテリー等の電源付加装置を有する信号機を 137 基整備していますが、さらに対策が必要であることから、引き続き電源付加装置の整備を推進していく必要があります。</p>

## 2 令和2年度 of 取組方向

取組方向	<p>●停電時の信号機の滅灯による交通事故や渋滞を防ぐため、電源付加装置を有する信号機の整備を推進していきます。また、信号機が停止した場合を想定した警察官による交通整理訓練や、可搬型発動発電機を使用した信号機復旧訓練を実施します。</p>
------	---

事前に備えるべき目標	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
リスクシナリオ	-3 県の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
推進方針	①災害対策本部の体制整備等 ②三重県業務継続計画(BCP)の策定 ③学校の耐震化、学校施設における非構造部材の耐震対策 ④警察施設、消防施設の耐震化等 ⑤避難所での電力の確保 ⑥周辺インフラの整備・保全

## 1 令和元年度の主な取組結果(成果)と今後の課題

取組結果(成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害対策本部の活動が切れ目のないものとなるように、災害対策統括部における交代要員を確保しました。</li> <li>●「三重県業務継続計画(三重県BCP)」について、災害発生時の優先業務を継続的に見直すため、各部局において検証を行いました。</li> <li>●県立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策について、18校39棟の対策工事を実施し、全ての屋内運動場等の対策を完了しました。また、公立小中学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策について、3棟の対策工事が予定されていましたが、年度内の事業完了には至りませんでした。</li> <li>●警察本部庁舎や県内の警察署は、これまでに建て替え整備や耐震補強工事を実施し、耐震基準を満たす構造となっています。また、津波浸水被害が予測されていた2駐在所を廃止し、和具警察官駐在所として移転・建て替えを行いました。</li> <li>●常備消防力の強化を図るため、消防車両や耐震性貯水槽などの消防施設の整備に係る支援を行うとともに、「三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画」に基づき、消防本部が実施する広域化または連携・協力に関する勉強会等の実施を支援しました。</li> <li>●地域減災対策推進事業により拠点となる避難所の強化対策において、市町が取り組む避難所の停電対策に対する支援を行いました。</li> <li>●発災時における道路機能を確保するため、緊急輸送道路となっている街路の無電柱化について、3か所で電線共同溝の整備を進めました。緊急輸送道路上の橋梁や跨線橋の耐震対策については、県道四日市菟野大安線の宿野橋等、10橋の耐震化を図りました。道路施設の管理については、法定点検の結果により区分Ⅲ(早期措置段階)と診断された69施設(橋梁46施設、トンネル10施設、横断歩道橋11施設、大型カルバート2施設)について修繕を行いました。河川整備については、19河川において約1.3kmの整備が完了しました。土砂災害防止施設については、整備を進めた結果、令和元年度末の土砂災害から保全される人家戸数は18,701戸(保全率27.0%)になりました。ダムの整備については、川上ダムの整備促進を国等に働きかけるとともに、鳥羽河内ダムの用地取得と工事用道路の工事を進めました。管理中のダムについては、耐震対策を進めるとともに、必要な修繕・更新を行いました。建設・港湾海岸については、城南第一地区海岸など15地区で高潮対策(約1.6km)及び耐震対策(約0.1km)を実施しました。港湾施設の整備については、津松阪港(大口地区)など3港湾で老朽化対策(L=24m)及び耐震対策(橋脚補強1基)を実施しました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●さまざまな訓練等を通して、「三重県災害対策本部運営要領」に即した行動ができるよう推進していく必要があります。</li> <li>●「三重県業務継続計画(三重県BCP)」について、組織の改編や業務内容の変更を踏まえ、継続的な更新を進める必要があります。</li> </ul>



- 公立小中学校について、引き続き天井等落下防止対策をはじめとする非構造部材の耐震対策に取り組んでいく必要があります。
- 警察署や交番・駐在所は、災害警備活動や治安維持活動の拠点となるなど、あらゆる警察事象に対応する必要があることから、津波浸水被害や地震による倒壊が予測される警察署や交番・駐在所はもとより、老朽化、狭隘化の進行、事件・事故の発生状況等の地域情勢を十分考慮し、総合的に判断した上で整備する必要があります。
- 今後も常備消防力の強化を図るため、連携・協力や広域化も見据えた消防施設の整備に係る支援を行っていく必要があります。
- 引き続き拠点となる避難所の強化対策を促進する必要があります。
- インフラの整備・保全については、効果的かつ効率的に整備等を進めていく必要があります。電線類の地中化については、主に歩道の整備と併せて電線共同溝を整備するため、電気通信事業者や沿線住民との調整を図る必要があります。緊急輸送道路上の耐震化未対策の橋梁の中には、架け替えにより耐震対策を行うものや、基礎の補強や大規模な仮設が必要となる橋梁があることから、計画的に進めていく必要があります。道路の維持管理については、点検・診断・措置・記録のメンテナンスサイクルの確実な実施を図る必要があります。

## 2 令和2年度の取組方向

### 取組方向

- 「三重県災害対策本部運営要領」に即した行動ができるよう、引き続きさまざまな訓練等を通して習熟を図っていきます。
- 「三重県業務継続計画(三重県 BCP)」について、引き続き各部局における検証と見直しを行い、継続的な更新を進めます。
- 公立小中学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策をはじめとする非構造部材の耐震対策について、各市町の取組が円滑に進むよう、引き続き、市町等学校設置者に国の財政支援制度などの情報提供を積極的に行うとともに、国に対して、十分な財源確保と制度の拡充を要望していきます。
- 警察署や交番・駐在所の災害警備活動拠点としての機能強化が図れるよう、関係機関と連携した取組を推進します。
- 常備消防力の強化を図るため、連携・協力や広域化も見据えた消防施設の整備に係る支援を進めていきます。
- 地域減災対策推進事業による拠点となる避難所の強化対策において、避難所の停電対策について支援を行います。
- 電線類の地中化については、計画の早い段階から関係機関及び地元との調整を行い、円滑に事業を進めていきます。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、最新の技術的知見等も取り入れつつ、計画的かつ着実に進めていきます。道路の維持管理については、改正道路法に基づく確実な点検を実施するとともに、点検結果により区分Ⅲ(早期措置段階)と診断された施設について、点検完了後、5年以内に修繕していきます。土砂災害防止施設については、土砂災害から県民の皆さんの生命・財産を保全するため、引き続き整備を進め、土砂災害から保全される人家戸数の増加に努めます。河川の整備については、木津川など 21 河川で整備を進めます。ダムの整備については、川上ダムの早期完成に向け、引き続き国等に働きかけを行うとともに、鳥羽河内ダムの着実な事業推進を図ります。管理中のダムについては、耐震対策を進めるとともに、施設の状態把握に努め、適切な予防保全対策を進めます。海岸堤防の高潮対策及び耐震対策については、効率的な事業実施計画を作成し、城南第一地区海岸など 14 地区海岸において引き続き実施していきます。港湾施設については、港湾利用者や地域の安全・安心を向上させるため、津松阪港(大口地区)など3港湾において、引き続き計画的に老朽化対策や耐震対策を進めます。

事前に備えるべき目標	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
リスクシナリオ	-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
推進方針	①長期電源途絶時における情報通信システムの機能維持 ②インフラの整備・保全 ③警察の情報通信システム基盤の耐災害性向上

## 1 令和元年度の主な取組結果(成果)と今後の課題

取組結果(成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災通信ネットワークにおける無線基地局、中継局、端末局に設置の予備発電設備の点検を実施し、設備が確実に動作するよう整備するとともに、燃料の補充を行いました。</li> <li>●発災時における道路機能を確保するため、緊急輸送道路となっている街路の無電柱化について、3か所で電線共同溝の整備を進めました。緊急輸送道路上の橋梁や跨線橋の耐震対策については、県道四日市菰野大安線の宿野橋等、10橋の耐震化を図りました。道路施設の管理については、法定点検の結果により区分Ⅲ(早期措置段階)と診断された69施設(橋梁46施設、トンネル10施設、横断歩道橋11施設、大型カルバート2施設)について修繕を行いました。河川整備については、19河川において約1.3kmの整備が完了しました。土砂災害防止施設については、整備を進めた結果、令和元年度末の土砂災害から保全される人家戸数は18,701戸(保全率27.0%)になりました。ダムの整備については、川上ダムの整備促進を国等に働きかけるとともに、鳥羽河内ダムの用地取得と工事用道路の工事を進めました。管理中のダムについて耐震対策を進めるとともに、必要な修繕・更新を行いました。建設・港湾海岸については、城南第一地区海岸など15地区で高潮対策(約1.6km)及び耐震対策(約0.1km)を実施しました。港湾施設の整備については、津松阪港(大口地区)など3港湾で老朽化対策(L=24m)及び耐震対策(橋脚補強1基)を実施しました。</li> <li>●警察無線通信機能を確保するため、既存システムの後継として、耐災害性に優れた自営通信網を活用するIPR形警察移動通信システムを導入しました。また、沿岸警察署等8警察署へ配備されている衛星携帯電話につき、取扱いに関する教養及び訓練を実施するとともに、非常時における警察電話、警察無線等の警察通信を確保するため、警察学校を本部代替施設とする代替通信手段の訓練を実施しました。さらに、落雷対策として、3警察署に耐雷機器を設置しました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災通信ネットワークにおける無線基地局、中継局、端末局に設置の予備発電設備が確実に動作するよう整備するとともに、72時間稼働できるよう燃料の補充を行う必要があります。</li> <li>●インフラの整備・保全については、効果的かつ効率的に整備等を進めていく必要があります。電線類の地中化については、主に歩道の整備と併せて電線共同溝を整備するため、電気通信事業者や沿線住民との調整を図る必要があります。緊急輸送道路上の耐震化未対策の橋梁の中には、架け替えにより耐震対策を行うものや、基礎の補強や大規模な仮設が必要となる橋梁があることから、計画的に進めていく必要があります。道路の維持管理については、点検・診断・措置・記録のメンテナンスサイクルの確実な実施を図る必要があります。</li> <li>●今後、南海トラフ巨大地震の発生が懸念されることから、「大規模災害発生時マニュアル」及び「警察署災害発生時マニュアル」に基づき、110番迂回措置訓練や代替施設設置訓練等を継続的に実施し、練度を高める必要があります。また、IPR形警察移動通信システムに移行が完了していない車両へ早期配備を完了させる必要があります。さらに、警察無線中継所の停電対策や落雷対策を継続し、警察通信施設の耐災害性を向上させる必要があります。</li> </ul>

## 2 令和2年度の取組方向

### 取組方向

- 防災通信ネットワークにおける無線基地局、中継局、端末局に設置の予備発電設備の点検を実施するとともに、燃料の補充を適宜行います。
- 電線類の地中化については、計画の早い段階から関係機関及び地元との調整を行い、円滑に事業を進めていきます。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、最新の技術的知見等も取り入れつつ、計画的かつ着実に進めていきます。道路の維持管理については、改正道路法に基づく確実な点検を実施するとともに、点検結果により区分Ⅲ(早期措置段階)と診断された施設について、点検完了後、5年以内に修繕していきます。土砂災害防止施設については、土砂災害から県民の皆さんの生命・財産を保全するため、引き続き整備を進め、土砂災害から保全される人家戸数の増加に努めます。河川の整備については、木津川など 21 河川で整備を進めます。ダムの整備については、川上ダムの早期完成に向け、引き続き国等に働きかけを行うとともに、鳥羽河内ダムの着実な事業推進を図ります。管理中のダムについては、耐震対策を進めるとともに、施設の状態把握に努め、適切な予防保全対策を進めます。海岸堤防の高潮対策及び耐震対策については、効率的な事業実施計画を作成し、城南第一地区海岸など 14 地区海岸において引き続き実施していきます。港湾施設については、港湾利用者や地域の安全・安心を向上させるため、津松阪港(大口地区)など港湾において、引き続き計画的に老朽化対策や耐震対策を進めます。
- 三重県情報通信部との連携を強化し、非常時における警察電話、警察無線等の警察情報システムの機能維持を図り、本年度及び来年度で IPR 形警察移動通信システムへの移行を完了させます。また、南海トラフ巨大地震の発生を想定し、「大規模災害発生時対応マニュアル」及び「警察署災害発生時マニュアル」に基づき、災害警備本部設置訓練や代替施設設置訓練等を実施します。さらに、警察無線中継所に対し停電対策及び落雷対策を実施し、警察通信施設の耐災害性を向上させます。

事前に備えるべき目標	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
リスクシナリオ	-2 災害情報が必要な者に伝達できない事態
推進方針	○情報提供手段の整備

## 1 令和元年度の主な取組結果(成果)と今後の課題

取組結果(成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災みえ.jp ホームページによる地図等を活用した災害情報及び避難所開設情報等や、登録制メール、SNS(ツイッター、LINE)による気象情報及び三重県版タイムラインに基づく情報等の提供を行いました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●今後も、県民の皆さんによりわかりやすく適切な災害情報等の提供を行う必要があります。</li> </ul>

## 2 令和2年度 of 取組方向

取組方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>●これまでの災害情報や避難所開設情報等の提供に加え、南海トラフ地震臨時情報や台風強度の5日予報の提供、警戒レベルの掲載を開始するなど、引き続き県民の皆さんにわかりやすく適切な災害情報の提供を行っていきます。</li> </ul>
------	---



事前に備えるべき目標	5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない
リスクシナリオ	-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
推進方針	①企業における業務継続計画(BCP)策定の促進 ②インフラの整備・保全

## 1 令和元年度の主な取組結果(成果)と今後の課題

### 取組結果(成果)

- 事業継続計画(BCP)の策定について、「みえ企業等防災ネットワーク」にBCP普及分科会を設け、計画の策定を希望する企業に対して、必要な支援を行いました。また、企業における事業継続計画(BCP)の策定について、企業の規模や業種の実情に応じて、「みえ防災・減災センター」と連携したBCP策定支援や、防災・減災対策を経営課題とした三重県版経営向上計画の認定を行いました。さらに、7月の「中小企業強靱化法」施行に伴い、国による中小企業向けの新制度「事業継続力強化計画認定制度」がスタートし、普及啓発に努めるとともに、事業継続計画(BCP)等の計画策定が地域全体に広がるよう、商工会・商工会議所が市町と連携して小規模企業の防災・減災対策を推進する計画(「事業継続力強化支援計画」)を29件認定しました。
- 発災時における道路機能を確保するため、緊急輸送道路となっている街路の無電柱化について、3か所で電線共同溝の整備を進めました。緊急輸送道路上の橋梁や跨線橋の耐震対策については、県道四日市菟野大安線の宿野橋等、10橋の耐震化を図りました。道路施設の管理については、法定点検の結果により区分Ⅲ(早期措置段階)と診断された69施設(橋梁46施設、トンネル10施設、横断歩道橋11施設、大型カルバート2施設)について修繕を行いました。河川整備については、19河川において約1.3kmの整備が完了しました。土砂災害防止施設については、整備を進めた結果、令和元年度末の土砂災害から保全される人家戸数は18,701戸(保全率27.0%)になりました。ダムの整備については、川上ダムの整備促進を国等に働きかけるとともに、鳥羽河内ダムの用地取得と工事用道路の工事を進めました。管理中のダムについては、耐震対策を進めるとともに、必要な修繕・更新を行いました。建設・港湾海岸については、城南第一地区海岸など15地区で高潮対策(約1.6km)及び耐震対策(約0.1km)を実施しました。港湾施設の整備については、津松阪港(大口地区)など3港湾で老朽化対策(L=24m)及び耐震対策(橋脚補強1基)を実施しました。

### 今後の課題

- 事業継続計画(BCP)について、「みえ防災・減災センター」や「みえ企業等防災ネットワーク」と連携しながら、計画策定の目的や必要性について、企業に対して啓発を行うとともに、具体的な取組への支援を行っていく必要があります。また、中小企業等においては、自社の事業継続計画(BCP)を策定できる専門性を持った人材が乏しい中、「みえ防災・減災センター」の専門家や商工団体の経営指導員など、支援者のネットワーク拡大が必要です。
- インフラの整備・保全については、効果的かつ効率的に整備等を進めていく必要があります。電線類の地中化については、主に歩道の整備と併せて電線共同溝を整備するため、電気通信事業者や沿線住民との調整を図る必要があります。緊急輸送道路上の耐震化未対策の橋梁の中には、架け替えにより耐震対策を行うものや、基礎の補強や大規模な仮設が必要となる橋梁があることから、計画的に進めていく必要があります。道路の維持管理については、点検・診断・措置・記録のメンテナンスサイクルの確実な実施を図る必要があります。



## 2 令和2年度の取組方向

### 取組方向

- 事業継続計画(BCP)策定の促進に向けた啓発活動を行うとともに、取組を行う企業への支援を実施していきます。また、企業の規模や業種の実情に応じて、「みえ防災・減災センター」と連携した事業継続計画(BCP)策定支援、事業継続力強化計画の策定推進、防災・減災対策を経営課題とした三重県版経営向上計画の認定を3つの柱として推進を図るとともに、計画策定が地域全体に広がるよう、支援者のネットワーク拡大に努めます。
- 電線類の地中化については、計画の早い段階から関係機関及び地元との調整を行い、円滑に事業を進めていきます。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、最新の技術的知見等も取り入れつつ、計画的かつ着実に進めていきます。道路の維持管理については、改正道路法に基づく確実な点検を実施するとともに、点検結果により区分Ⅲ(早期措置段階)と診断された施設について、点検完了後、5年以内に修繕していきます。土砂災害防止施設については、土砂災害から県民の皆さんの生命・財産を保全するため、引き続き整備を進め、土砂災害から保全される人家戸数の増加に努めます。河川の整備については、木津川など 21 河川で整備を進めます。ダム of 整備については、川上ダムの早期完成に向け、引き続き国等に働きかけるとともに、鳥羽河内ダムの着実な事業推進を図ります。管理中のダムについては、耐震対策を進めるとともに、施設の状態把握に努め、適切な予防保全対策を進めます。海岸堤防の高潮対策及び耐震対策については、効率的な事業実施計画を作成し、城南第一地区海岸など 14 地区海岸において引き続き実施していきます。港湾施設については、港湾利用者や地域の安全・安心を向上させるため、津松阪港(大口地区)など3港湾において引き続き計画的に老朽化対策や耐震対策を進めます。

事前に備えるべき目標	5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない
リスクシナリオ	-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
推進方針	①企業における業務継続計画(BCP)策定の促進 ②燃料供給ルート(陸路)の確保 ③燃料供給ルート(空路・海路)の確保 ④コンビナート防災訓練の実施

## 1 令和元年度の主な取組結果(成果)と今後の課題

取組結果(成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業継続計画(BCP)の策定について、「みえ企業等防災ネットワーク」にBCP普及分科会を設け、計画の策定を希望する企業に対して、必要な支援を行いました。また、企業における事業継続計画(BCP)の策定について、企業の規模や業種の実情に応じて、「みえ防災・減災センター」と連携したBCP策定支援や、防災・減災対策を経営課題とした三重県版経営向上計画の認定を行いました。さらに、7月の「中小企業強靱化法」施行に伴い、国による中小企業向けの新制度「事業継続力強化計画認定制度」がスタートし、普及啓発に努めるとともに、事業継続計画(BCP)等の計画策定が地域全体に広がるよう、商工会・商工会議所が市町と連携して小規模企業の防災・減災対策を推進する計画(「事業継続力強化支援計画」)を29件認定しました。</li> <li>●災害が発生した際に、速やかに応急復旧工事や道路啓開が行えるよう、建設企業と締結した協定に基づき、相互の連絡系統を継続して共有しました。また、大規模自然災害発生時にも経済活動を機能不全に陥らせないため、高規格幹線道路等の早期全線開通に向けて重点的に取り組みました。新名神高速道路の亀山西JCTにおいて名古屋方面と伊勢方面を結ぶランプウェイが完成し、東名阪自動車道とのダブルネットワーク機能強化が達成されました。また、東海環状自動車道の三重・岐阜県境間(北勢IC(仮称)～養老IC間)の開通見通しが令和8年度と示されたことにより、東海環状自動車道の全線で開通の見通しとなりました。さらに、紀勢自動車道の暫定2車線区間のうち、大宮大台IC～紀勢大内山ICの一部区間の4車線化が決定しました。直轄国道については、未事業化区間であった国道23号鈴鹿四日市道路が令和2年度に新規事業化されました。また、緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備を重点的かつ効率的に推進した結果、第2次緊急輸送道路に指定されている国道169号土場バイパスにおいて約0.6kmを供用しました。緊急輸送道路上の橋梁や跨線橋の耐震対策については、県道四日市菟野大安線の宿野橋等、10橋の耐震化を図りました。</li> <li>●平成31年3月に策定した「三重県市町受援計画策定手引書」において製油所への航路啓開状況の情報収集・提供について記載しました。また、緊急時における物資輸送拠点(3漁港)のうち、完了していない1漁港において、粘り強い構造を有する施設の整備を進めました。</li> <li>●エネルギー供給の継続に向けて、8月に南海トラフ地震を想定した図上訓練を実施しました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業継続計画(BCP)について、「みえ防災・減災センター」や「みえ企業等防災ネットワーク」と連携しながら、計画策定の目的や必要性について、企業に対して啓発を行うとともに、具体的な取組への支援を行っていく必要があります。また、中小企業等においては、自社の事業継続計画(BCP)を策定できる専門性を持った人材が乏しい中、「みえ防災・減災センター」の専門家や商工団体の経営指導員など、支援者のネットワーク拡大が必要です。</li> <li>●発災時に迅速な道路啓開を展開するため、国・県・建設企業が連携した情報伝達訓練に今後も継続して取り組む必要があるとともに、相互の連絡系統を継続して共有しておく必要があります。また、大規模自然災害への備えとして、高規格幹線道路及び直轄国道のさらなる整備促進を国等へ一層強く働きかけるほ</li> </ul>

か、県管理道路の効率的・効果的な整備を引き続き進める必要があります。また、緊急輸送道路上の耐震化未対策の橋梁の中には、架け替えにより耐震対策を行うものや、基礎の補強や大規模な仮設が必要となる橋梁があることから、計画的に耐震化を進めていく必要があります。

- 今後は「三重県広域受援計画」に定めた各行動の実効性を高めていく必要があります。また、緊急時の物資輸送拠点や漁港及び背後集落の被害軽減を図るため、耐震強化岸壁や粘り強い構造を有する施設を早期に整備する必要があります。
- エネルギー供給の継続に向けて、コンビナート災害が発生した場合に備え、防災訓練を継続して実施する必要があります。

## 2 令和2年度の取組方向

### 取組方向

- 事業継続計画(BCP)策定の促進に向けた啓発活動を行うとともに、取組を行う企業への支援を実施していきます。また、企業の規模や業種の実情に応じて、「みえ防災・減災センター」と連携した事業継続計画(BCP)策定支援、事業継続力強化計画の策定推進、防災・減災対策を経営課題とした三重県版経営向上計画の認定を3つの柱として推進を図るとともに、計画策定が地域全体に広がるよう、支援者のネットワーク拡大に努めます。
- 道路啓開を迅速に展開できる態勢整備に向けた情報伝達訓練を継続して実施するとともに、相互の連絡系統を継続して共有します。また、大規模地震や激甚化する集中豪雨等の自然災害の脅威に備え、地域の安全・安心を支えるため、東海環状自動車道、紀勢自動車道(4車線化)、国道42号熊野尾鷲道路(Ⅱ期)、国道42号熊野道路、国道42号紀宝熊野道路、国道42号新宮紀宝道路の高規格幹線道路や、国道1号北勢バイパス、国道23号中勢バイパス、国道1号桑名東部拡幅(伊勢大橋架替)、国道23号鈴鹿四日市道路などの直轄国道の整備促進を図る取組を推進します。県管理道路については、高規格幹線道路及び直轄国道と一体となった道路ネットワークの形成をめざし、国道421号大安ICアクセス道路や国道167号磯部バイパス等の整備を推進するとともに、早期に整備効果が発現できる柔軟な整備手法を用いて待避所の設置や道路空間を有効に活用した局部的な改良などに取り組みます。また、道路ネットワーク機能の強化をめざし、鈴鹿亀山道路、名神名阪連絡道路の事業化に向け、国等と連携して調査・検討を進めます。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、最新の技術的知見等も取り入れつつ、計画的かつ着実に進めていきます。
- 訓練等のさまざまな機会を通して、「三重県広域受援計画」に定めた各行動の実効性を高めていきます。また、耐震強化岸壁や粘り強い構造を有する施設の整備、漁港業務継続計画(漁港BCP)の策定・運用を進めるとともに、漁港及び背後集落の被害軽減に取り組みます。
- エネルギー供給の継続に向けて、南海トラフ地震等を想定した防災訓練を実施するとともに、事業者に対しても引き続き防災訓練の実施を指導します。

事前に備えるべき目標	5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない
リスクシナリオ	-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
推進方針	①三重県石油コンビナート等防災計画の見直し ②コンビナート設備の耐震化 ③石油タンクの耐震改修の促進 ④高圧ガス設備の耐震改修促進 ⑤コンビナート周辺対策 ⑥コンビナート災害に備えた訓練の実施

## 1 令和元年度の主な取組結果(成果)と今後の課題

取組結果(成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「三重県石油コンビナート等防災計画」について、事業所の設備の変更・廃止等に伴う時点修正を行いました。</li> <li>●コンビナート事業者を対象とした研修等において、設備の耐震性向上の必要性について啓発を行いました。また、四日市地区1号地(末広町)の海岸保全施設に関する耐震・耐津波対策の工事に着手しました。</li> <li>●石油タンクまたは高圧ガス設備を設置しているコンビナート事業者に対して、当該設備の耐震診断及び耐震性向上を行うよう指導しました。</li> <li>●8月に南海トラフ地震を想定した図上訓練を実施しました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「三重県石油コンビナート等防災計画」の災害予防計画について、コンビナート事業者への継続的な周知及び対応を促す必要があります。また、石油タンク及び高圧ガス設備を設置する事業者に対し、設備の耐震性向上を推進するよう指導を行う必要があります。</li> <li>●四日市港管理組合が所管する海岸保全施設(約 21.7km)のうち、耐震・耐津波対策の必要な延長約 17.1km(民有護岸含む)の整備には、莫大な費用・時間及び高度な技術を要するため、国庫補助制度の採択要件や現場条件などを総合的に勘案しながら、順次着手する必要があります。</li> <li>●コンビナート周辺地域を含めた防災対策の向上について、関係機関との連携をより密にする必要があります。</li> <li>●コンビナート災害が発生した場合に備え、防災訓練を継続して実施する必要があります。</li> </ul>

## 2 令和2年度 of 取組方向

取組方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「三重県石油コンビナート等防災計画」について、「石油コンビナート等特別防災区域」の見直し等を実施します。</li> <li>●海岸保全施設の耐震・耐津波対策を進めるため、予算の確保に努めるとともに、関係機関への働きかけを行います。また、四日市地区1号地(末広町)の海岸保全施設に関する耐津波対策の工事を引き続き実施します。</li> <li>●石油タンク及び高圧ガス設備の耐震性向上について、コンビナート事業者に対して関係機関と連携し推進するよう指導します。</li> <li>●コンビナート周辺地域を含めた防災対策について、関係機関との連携を強化します。</li> <li>●南海トラフ地震等を想定した防災訓練を実施するとともに、事業者に対しても防災訓練の実施を指導します。</li> </ul>
------	---



事前に備えるべき目標	5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない
リスクシナリオ	-4 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止
推進方針	①発災後の経済活動の機能不全を防ぐ道路ネットワークの整備 ②港湾機能継続計画(港湾BCP)等の策定 ③輸送機関相互の連携・代替性の確保 ④鉄道施設や港湾施設等の耐震対策などの推進 ⑤リニア中央新幹線の整備促進

## 1 令和元年度の主な取組結果(成果)と今後の課題

取組結果(成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模自然災害発生時にも経済活動を機能不全に陥らせないため、高規格幹線道路等の早期全線開通に向けて重点的に取り組みました。新名神高速道路の亀山西JCTにおいて名古屋方面と伊勢方面を結ぶランプウェイが完成し、東名阪自動車道とのダブルネットワーク機能強化が達成されました。また、東海環状自動車道の三重・岐阜県境間(北勢IC(仮称)～養老IC間)の開通見通しが令和8年度と示されたことにより、東海環状自動車道の全線で開通の見通しとなりました。さらに、紀勢自動車道の暫定2車線区間のうち、大宮大台IC～紀勢大内山ICの一部区間の4車線化が決定しました。直轄国道については、未事業化区間であった国道23号鈴鹿四日市道路が令和2年度に新規事業化されました。また、緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備を重点的かつ効率的に推進した結果、第2次緊急輸送道路に指定されている国道169号土場バイパスにおいて約0.6kmを供用しました。緊急輸送道路上の橋梁や跨線橋の耐震対策については、県道四日市菰野大安線の宿野橋等、10橋の耐震化を図りました。</li> <li>●燃油供給体制の確保に向け、製油所へ接続する道路や航路の啓開体制等を四日市港BCPに反映しました。また、2月に開催した四日市港BCP協議会において、BCPの見直し、共有すべき情報や協力体制、改善すべき課題などについて、意見交換や協議を行うとともに、3月に「四日市港BCP情報伝達訓練」を実施し、国等関係機関や業界団体など関係者間で初動体制や連携体制を確認しました。さらに、大規模地震被災時の漁港施設の早期復旧と利用者の安全確保を図るため、県管理の11漁港において漁港業務継続計画(漁港BCP)の運用に取り組むとともに、新たに1漁港においてBCPの策定に着手し、漁協や市町等との推進体制を構築しました。加えて、津松阪港BCP及び尾鷲港BCPにおいて発動基準の見直しを行い、各港湾BCPを改訂するとともに、港湾BCPの実効性を高めるため、各港湾のBCPに基づく情報伝達訓練を実施しました。</li> <li>●鉄道施設の耐震化を促進し、安全確保を図るため、近鉄名古屋線(川原町―阿倉川間)の落橋防止対策事業を支援しました。また、港湾施設について、津松阪港(大口地区)など3港湾で老朽化対策(L=24m)及び耐震対策(橋脚補強1基)を実施しました。</li> <li>●リニア中央新幹線について、「三重・奈良・大阪リニア中央新幹線建設促進会議」や「リニア中央新幹線東海三県一市連絡会議」の枠組みを通じ、名古屋・大阪間のルート・駅位置の早期確定や円滑な事業着手に向けた取組を進めました。また、7月にJR東海が新たに設置した名古屋以西準備担当部門と積極的に連携し、必要な情報の収集・整理等を進めました。さらに、県民の皆さんの気運醸成を図るため、本県におけるリニア開業効果の調査結果をもとに啓発リーフレットを作成しました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模自然災害への備えとして、高規格幹線道路及び直轄国道のさらなる整備促進を国等へ一層強く働きかけるほか、県管理道路の効率的・効果的な整備を引き続き進める必要があります。また、緊急輸送道路上の耐震化未対策の橋梁の中には、架け替えにより耐震対策を行うものや、基礎の補強や大規模な仮設が必要となる橋梁があることから、計画的に耐震化を進めていく必要があります。</li> </ul>



- 燃油供給体制の確保に向け、航路の啓開体制等も含め、「伊勢湾 BCP」と「四日市港 BCP」の連携強化を図るとともに、通信手段を確実に確保するため、衛星電話等の通信機器を港湾関係者へ普及する必要があります。また、「四日市港 BCP」の実効性を高めるため、実践に即した訓練を実施し、そこで生じた課題について、「四日市港 BCP」の検証、見直しが必要です。さらに、県管理漁港の漁港業務継続計画(漁港 BCP)の策定・運用に取り組むとともに、市町管理漁港の漁港業務継続計画(漁港 BCP)の策定を促進していく必要があります。加えて、津松阪港 BCP 及び尾鷲港 BCP の実効性を高めるため、情報伝達訓練等を実施するとともに、現行の港湾 BCP は大規模地震災害を対象としているため、台風による高潮等への対応については、国の動向を注視しながら追加していくことを検討していく必要があります。
- 大規模災害により公共交通が分断される事態を想定した代替機能等の検討について、現状の対策の適否について、検証を継続する必要があります。
- 鉄道事業者の施設の耐震化を促進するため、必要な事業費等の確保を図る必要があります。また、港湾施設の老朽化対策や耐震対策については、効果的かつ効率的に整備を進めていく必要があります。
- リニア中央新幹線について、引き続き三重・奈良・大阪ルート及び中間駅位置の早期確定、名古屋・大阪間の円滑な着工に向けた取組を着実に進めていく必要があります。また、県民の皆さんのリニア事業に対する理解や協力を得られるよう効果的な啓発活動を行い、気運醸成を図る必要があります。

## 2 令和2年度の取組方向

### 取組方向

- 大規模地震や激甚化する集中豪雨等の自然災害の脅威に備え、地域の安全・安心を支えるため、東海環状自動車道、紀勢自動車道(4車線化)、国道42号熊野尾鷲道路(Ⅱ期)、国道42号熊野道路、国道42号紀宝熊野道路、国道42号新宮紀宝道路の高規格幹線道路や、国道1号北勢バイパス、国道23号中勢バイパス、国道1号桑名東部拡幅(伊勢大橋架替)、国道23号鈴鹿四日市道路などの直轄国道の整備促進を図る取組を推進します。県管理道路については、高規格幹線道路及び直轄国道と一体となった道路ネットワークの形成をめざし、国道421号大安ICアクセス道路や国道167号磯部バイパス等の整備を推進するとともに、早期に整備効果が発現できる柔軟な整備手法を用いて待避所の設置や道路空間を有効に活用した局部的な改良などに取り組めます。また、道路ネットワーク機能の強化をめざし、鈴鹿亀山道路、名神名阪連絡道路の事業化に向け、国等と連携して調査・検討を進めます。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、最新の技術的知見等も取り入れつつ、計画的かつ着実に進めていきます。
- 燃油供給体制の確保で重要となる航路啓開について、「伊勢湾 BCP」と「四日市港 BCP」が連携した訓練を定期的実施し、連携強化につなげるとともに、通信手段を確実に確保するため、引き続き、四日市港 BCP 協議会等を通じて、衛星電話等の通信機器の普及に努めます。また、関係者と実践に即した情報伝達訓練等を実施し、課題を洗い出し、必要であれば「四日市港 BCP」を見直します。さらに、県管理の1漁港(流通拠点漁港)において水産業 BCP を策定するとともに、漁港 BCP を策定済みの11漁港において、勉強会や訓練の実施など、漁港 BCP の実効性を高める取組を、関係機関と連携しながら進めるとともに、「漁港 BCP 策定マニュアル」の市町への普及を通じて、市町管理漁港での漁港 BCP の策定を促進していきます。加えて、津松阪港及び尾鷲港で策定した港湾 BCP において、訓練の実施など実効性を高める取組を関係機関と連携しながら進めます。
- 大規模災害により公共交通が分断される事態を想定した代替機能等の検討について、対策変更の必要性が生じた場合は、地域防災計画の修正を含め、適切に対応します。
- 鉄道施設の耐震化を促進し、安全確保を図るため、近鉄名古屋線(川原町―阿倉川間等)の落橋防止対策事業に対する支援を進めます。また、港湾施設については、港湾利用者や地域の安全・安心を向上させるため、津松阪港(大口地区)など3港湾において、引き続き計画的に老朽化対策や耐震対策を進めます。
- リニア中央新幹線について、「三重・奈良・大阪リニア中央新幹線建設促進会議」及び「リニア中央新幹線

東海三県一市連絡会議」の2つの枠組みにおいて、一日も早い全線開業の実現に向けた取組を進めます。また、JR東海との連携を密にし、必要な情報の収集・整理等を進めるとともに、県民の皆さんのリニア事業に対する理解や協力を得られるよう、効果的な啓発を行い、気運醸成を図ります。

事前に備えるべき目標	5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない
リスクシナリオ	-5 食料等の安定供給の停滞
推進方針	①食品産業事業者等の業務継続計画(BCP)の策定 ②食品産業や関連産業事業者(運輸、倉庫等)との協力体制の拡大 ③農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化 ④三重県農業版 BCP の策定

## 1 令和元年度の主な取組結果(成果)と今後の課題

取組結果(成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業継続計画(BCP)の策定について、「みえ企業等防災ネットワーク」に設けた「BCP普及分科会」と連携し、計画の策定を希望する企業に対して、必要な支援を行いました。また、企業における事業継続計画(BCP)の策定について、企業の規模や業種の実情に応じて、「みえ防災・減災センター」と連携したBCP策定支援や、防災・減災対策を経営課題とした三重県版経営向上計画の認定を行いました。さらに、7月の「中小企業強靱化法」施行に伴い、国による中小企業向けの新制度「事業継続力強化計画認定制度」がスタートし、普及啓発に努めるとともに、事業継続計画(BCP)等の計画策定が地域全体に広がるよう、商工会・商工会議所が市町と連携して小規模企業の防災・減災対策を推進する計画(「事業継続力強化支援計画」)を29件認定しました。</li> <li>●災害時における広域連携・支援体制の確立に向けて、三重県が「災害発生に際し生活必需物資等の調達及び供給に関する協定」を締結する事業者に対して、発災時の情報伝達先となる連絡先を確認しました。</li> <li>●緊急時における物資輸送拠点(3漁港)のうち、完了していない1漁港において、粘り強い構造を有する施設の整備を進めました。農地・漁港海岸堤防については、大規模地震発生時の津波等からの被害軽減を図るため、農地海岸2地区(L=107m)、漁港海岸4地区(L=180m)において堤防の改修等を進めました。老朽化した排水機場、頭首工の耐震対策や長寿命化に取り組みました。避難路として利用可能となる農道13路線のうち整備が完了していない1路線、及び林道1路線について整備を進めました。</li> <li>●各農業関係団体の土地改良施設等におけるBCPの策定を支援し、県内2組織において土地改良施設等のBCPが策定されました(累計18組織)。また、新たに土地改良施設等で策定されたBCPの内容を検証するため、県内3地区において演習型図上訓練を実施しました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業継続計画(BCP)について、「みえ防災・減災センター」や「みえ企業等防災ネットワーク」と連携しながら、計画策定の目的や必要性について、企業に対して啓発を行うとともに、具体的な取組への支援を行っていく必要があります。また、中小企業等においては、自社の事業継続計画(BCP)を策定できる専門性を持った人材が乏しい中、「みえ防災・減災センター」の専門家や商工団体の経営指導員など、支援者のネットワーク拡大が必要です。</li> <li>●海岸堤防や排水機場等の整備・耐震化等については、効果的かつ効率的に整備等を進めていく必要があります。また、避難路としての農道や林道等の道路整備を進めていく必要があります。さらに、緊急時の物資輸送拠点や漁港及び背後集落の被害軽減を図るため、耐震強化岸壁や粘り強い構造を有する施設を早期に整備する必要があります。</li> <li>●農業関係者の防災意識の向上を図るとともに、土地改良施設や農業共同利用施設等における BCP の策定を進める必要があります。</li> </ul>

## 2 令和2年度の取組方向

### 取組方向

- 事業継続計画(BCP)策定の促進に向けた啓発活動を行うとともに、取組を行う企業への支援を実施していきます。また、企業の規模や業種の実情に応じて、「みえ防災・減災センター」と連携した事業継続計画(BCP)策定支援、事業継続力強化計画の策定推進、防災・減災対策を経営課題とした三重県版経営向上計画の認定を3つの柱として推進を図るとともに、計画策定が地域全体に広がるよう、支援者のネットワーク拡大に努めます。
- 耐震強化岸壁や粘り強い構造を有する施設の整備、漁港業務継続計画(漁港 BCP)の策定・運用を進めるとともに、漁港及び背後集落の被害軽減に取り組みます。また、農地海岸2地区、漁港海岸6地区において、堤防の改修等の整備を進めるとともに、排水機場7地区、頭首工6地区において、耐震対策や長寿命化に取り組みます。整備が完了していない農道1路線、林道1路線について、早期に整備を推進します。
- 県内各地区における説明会等の開催を通じ、「三重県農業版 BCP」の普及啓発を行い、県内農業関係者の防災意識の向上を図ります。また、各農業関係団体の土地改良施設や共同利用施設等における BCPの策定を支援します。



事前に備えるべき目標	6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
リスクシナリオ	-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止
推進方針	①発電所・送電線網等の災害対応力の強化 ②石油タンクの耐震改修の促進 ③港湾機能継続計画(港湾BCP)の策定 ④エネルギー供給施設の災害に備えた訓練の実施 ⑤自立・分散型エネルギーの導入促進

## 1 令和元年度の主な取組結果(成果)と今後の課題

取組結果(成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発電所や送電線網を所有する電力事業者等が参画した「三重県ライフライン企業等連絡会議」を開催し、現在の防災・減災対策に関する意見交換や県の取組についての周知を行いました。</li> <li>●コンビナート事業者に対して、石油タンクの耐震性向上等、防災対策の推進を指導しました。また、石油コンビナートの強靱化等に係る国や自治体の取組について、「全国石油コンビナート立地道府県協議会」等において情報共有を行うとともに、同協議会を通じて、国に対して提案・要望活動を行いました。</li> <li>●燃油供給体制の確保に向け、製油所へ接続する道路や航路の啓開体制等を四日市港BCPに反映しました。また、2月に開催した四日市港BCP協議会において、BCPの見直し、共有すべき情報や協力体制、改善すべき課題などについて、意見交換や協議を行うとともに、3月に「四日市港BCP情報伝達訓練」を実施し、国等関係機関や業界団体など関係者間で初動体制や連携体制を確認しました。</li> <li>●11月に四日市港で開催された「大規模津波総合防災訓練」に参加し、復旧活動に係る他機関との連携体制を確認するとともに、災害協定団体や国・県・市との情報伝達訓練を実施しました。</li> <li>●自立・分散型エネルギーに関し、伊賀市では小水力発電所の運転が、また、度会町では風力発電所の運転がそれぞれ開始されるなど、県内での新エネルギーの導入が進みました。さらに、地域でのトラブル事案が発生している太陽光発電施設の設置に関しては、計画段階から地域住民、市町、県に情報が提供され、設計、施工、運用、廃止の各段階で地域との調和が図られるよう事業者の遵守事項を定めた「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」に基づき、適切に事業が実施されるよう努めました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●電力事業者に対し、さまざまな災害に対応した対策の必要性について、引き続き啓発を行う必要があります。</li> <li>●石油タンクの耐震性向上の必要性など、関係機関と連携してコンビナート事業者の防災対策を促進する必要があります。</li> <li>●燃油供給体制の確保に向け、航路の啓開体制等も含め、「伊勢湾 BCP」と「四日市港 BCP」の連携強化を図るとともに、通信手段を確実に確保するため、衛星電話等の通信機器を港湾関係者へ普及する必要があります。また、四日市港 BCP の実効性を高めるため、実践に即した訓練を実施し、そこで生じた課題について、四日市港 BCP の検証、見直しが必要です。</li> <li>●非常時に燃油企業との確実な情報伝達を行うため、複数の通信手段の確保が必要です。また、製油所に接続する航路や道路等の啓開・復旧に必要な資機材等を把握し、災害時における迅速な復旧活動につなげる必要があります。災害時における迅速な復旧活動を実施するには、商用電力の確保が必要です。</li> <li>●「三重県新エネルギービジョン」の取組方向に基づき、家庭や事業所の屋根等に設置する自家消費型の太陽光発電・蓄電池の導入促進や、地域循環型社会の構築に向けた木質バイオマス発電によるエネルギー地産地消の取組支援など、自立・分散型エネルギーの導入促進を図ることが必要です。</li> </ul>



## 2 令和2年度の取組方向

### 取組方向

- 電力事業者に対して、引き続き災害対応に向けた対策の必要性について啓発を実施します。
- コンビナート事業者に対し、石油タンクの耐震性向上の必要性など、関係機関と連携してコンビナート事業者の防災対策の推進を指導します。また、四日市コンビナートの強靱化等に向けて、四日市市と連携して、企業ニーズを把握するとともに、「全国石油コンビナート立地道府県協議会」を通じ、国への提案・要望活動を行います。
- 燃油供給体制の確保で重要となる航路啓開について、「伊勢湾 BCP」と「四日市港 BCP」が連携した訓練を定期的実施し、連携強化につなげるとともに、通信手段を確実に確保するため、引き続き四日市港 BCP 協議会等を通じて、衛星電話等の通信機器の普及に努めます。また、関係者と実践に即した情報伝達訓練等を実施し、課題を洗い出し、必要に応じて四日市港 BCP を見直します。
- 四日市港 BCP 協議会の構成団体が保有する資機材リスト等を継続的に更新し、最新の情報を共有することで、災害時の迅速な復旧活動につなげていきます。また、「四日市港 BCP」で定める事前対策の一つである各構成員との通信手段の確保のため、引き続き衛星電話や他の通信機器の普及を働きかけていきます。
- 「三重県新エネルギービジョン」の取組方向に基づき、引き続き家庭や事業所における新エネルギーの導入促進や省エネの推進を図るとともに、国の支援制度等の事業者への紹介等を通じて、新エネルギーが自立・分散型電源として活用できるよう、災害に強いまちづくりの取組を支援していきます。

事前に備えるべき目標	6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
リスクシナリオ	-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
推進方針	①上水道、工業用水道施設等の耐震化 ②広域的な応援体制の整備

## 1 令和元年度の主な取組結果(成果)と今後の課題

取組結果(成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水道用水供給事業については、高野浄水場の6浄水処理施設の耐震補強詳細設計、前倒して伊勢調整池の耐震詳細診断を実施しました。管路は、被害率の高い管路のうち、当初予定していた管路約2.5kmの布設替工事に約1.5kmの前倒し分を含めた約4.0kmの布設替工事を実施しました。また、工業用水道事業については、平成28年度から実施している山村浄水場(2系)の耐震化工事を計画どおり進めました。管路は、老朽化対策として実施する管路更新等により、年度末までに計画どおり約1.8kmを実施しました。さらに、三重県水道広域応援協定に基づき、各市町の資機材保有状況を更新するとともに、震災・災害・事故を想定した年間訓練計画に従い、受水市町等との研修・訓練を4回実施しました。</li> <li>●各市町の管理する給水拠点(浄水場、配水池)の緒元を整理した「災害時における確保水量集計」を更新し、関係市町と情報共有を行いました。また、南勢志摩ブロックの市町(4市7町)との情報伝達訓練を1回実施しました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●将来発生が予想される南海トラフ地震などの大規模地震に備えるため、県営の水道及び工業用水道施設の耐震化を、計画的に推進する必要があります。また、大規模災害時において被害が広範囲に及ぶ場合は、県内市町や中部圏、近畿圏の府県市と広域で連携して応急措置等を円滑に実施していく必要があります。</li> <li>●地震や津波の発生による応急復旧の体制整備はもとより、避難場所への給水を行うために各市町の給水拠点や確保できる水量の把握が求められていることから、それらの情報を随時更新し、関係者と情報を共有する必要があります。また、災害発生後における体制整備を確保するため、引き続き情報伝達訓練を実施していく必要があります。</li> </ul>

## 2 令和2年度を取組方向

取組方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>●企業庁経営計画(平成29年度～令和8年度)に基づき、浄水場等の施設については、耐震詳細診断の結果、対応が必要となった耐震化工事を進めるとともに、水道用水供給事業は液状化が想定される地域での管路等の耐震化、工業用水道事業は老朽管の更新にあわせた管路の耐震化の工事等について計画的に実施します。また、災害の早期復旧が可能となるよう、市町やユーザー、民間事業者などと連携した訓練を実施するとともに、相互応援協定を締結する中部圏、近畿圏の府県市とも平時から応援体制や備蓄資機材等の情報共有を行うことで、応援体制を強化していきます。</li> <li>●各市町が管理する給水拠点(浄水場、配水池)の位置や有効水量などの緒元を整理した「災害時における確保水量集計」を更新するとともに、施設立入検査時において、浄水場、配水池の応急給水付属施設や進入道路等に注目し、実際の現地を確認の上、情報の整理を行います。また、県内市町と防災行政無線等を使用した情報伝達訓練を実施します。</li> </ul>
------	---

事前に備えるべき目標	6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
リスクシナリオ	-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
推進方針	①下水道施設の耐震化 ②下水道 BCP の策定促進 ③農業集落排水施設の老朽化対策、耐震化の推進 ④合併浄化槽への転換促進

## 1 令和元年度の主な取組結果(成果)と今後の課題

取組結果(成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成28年度に策定した「三重県流域下水道総合地震対策計画」に基づき、優先度の高い施設から対策を実施しました。令和元年度には管理棟の耐震として、北部処理区、雲出川左岸処理区で対策工事を完成し、南部処理区で対策工事に着手しました。</li> <li>●平成27年度末に県内全ての流域下水道終末処理場のBCPの策定が終了し、平成28年度から毎年度、関連機関と「BCP連絡調整会議」を開催して当該BCPの内容を確認するとともに、伝達訓練を行っており、令和元年度も訓練を通じてBCPを見直しました。</li> <li>●避難所など地域防災対策上必要な施設からの排水を受ける農業集落排水施設1地区の整備を進めました(累計62施設が整備済み)。</li> <li>●単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換について、国の交付金による補助に加え、県費による上乗せ補助を実施した結果、257基(県費補助分)の転換が行われました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●マンホールの耐震対策について、北部処理区で7か所、松阪処理区で4か所の耐震補強を行う必要があります。また、管理棟の耐震として、南部処理区で対策工事を完成させる必要があります。さらに、汚泥脱水機棟の耐震として、北部処理区、南部処理区、雲出川左岸処理区、松阪処理区で対策工事をを行う必要があります。</li> <li>●BCPは発災後速やかに行動に移せることが重要です。BCPのさらなる定着を図るため、定期的な訓練を実施する必要があります。</li> <li>●農業集落排水施設の早期施設整備を進めるため、実施主体である関係市町と連携を図りながら、計画的に事業進捗を図る必要があります。</li> <li>●単独処理浄化槽の使用により既に水洗化という利便性が確保されている中、合併処理浄化槽への転換の必要性について住民に働きかけていく必要があります。</li> </ul>

## 2 令和2年度の取組方向

取組方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>●マンホールの耐震対策について、北部処理区で2か所、松阪処理区で4か所の工事を実施していきます。また、管理棟の耐震として、南部処理区で対策工事を完成させます。さらに、汚泥脱水機棟の耐震として、南部処理区で対策工事に着手します。</li> <li>●BCPのさらなる定着を図るため、定期的な訓練を実施していきます。</li> <li>●市町との連携を図りながら、農業集落排水施設の耐震化を進めます。</li> <li>●単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換について、住民への普及啓発を進めるとともに、引き続き県費による上乗せ補助を行い、合併処理浄化槽への転換を促進していきます。</li> </ul>
------	--

事前に備えるべき目標	6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
リスクシナリオ	-4 地域交通ネットワークが分断する事態
推進方針	①輸送機関の確保 ②必要なインフラの整備・保全 ③落石等の危険がある要対策箇所の点検と対策 ④道路啓開態勢の整備

## 1 令和元年度の主な取組結果(成果)と今後の課題

取組結果(成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緊急輸送道路上の橋梁や跨線橋の耐震対策については、県道四日市菰野大安線の宿野橋等、10橋の耐震化を図りました。道路施設の管理については、法定点検の結果により区分Ⅲ(早期措置段階)と診断された69施設(橋梁46施設、トンネル10施設、横断歩道橋11施設、大型カルバート2施設)について修繕を行いました。河川整備については、19河川において約1.3kmの整備が完了しました。土砂災害防止施設については、整備を進めた結果、令和元年度末の土砂災害から保全される人家戸数は18,701戸(保全率27.0%)になりました。ダムの整備については、川上ダムの整備促進を国等に働きかけるとともに、鳥羽河内ダムの用地取得と工事用道路の工事を進めました。管理中のダムについては、耐震対策を進めるとともに、必要な修繕・更新を行いました。建設・港湾海岸については、城南第一地区海岸など15地区で高潮対策(約1.6km)及び耐震対策(約0.1km)を実施しました。港湾施設の整備については、津松阪港(大口地区)など3港湾で老朽化対策(L=24m)及び耐震対策(橋脚補強1基)を実施しました。</li> <li>●豪雨等により落石等の危険がある箇所の点検や対策を実施するとともに、アンダーパス部の道路冠水を未然に防止するため、設置したポンプが降雨時に確実に稼働するよう点検を実施し、不具合等が確認された場合は速やかに修繕を実施しました。</li> <li>●道路啓開の態勢整備を図るため、国・県・建設企業と連携した道路啓開情報伝達訓練を実施しました。また、南海トラフ地震時における道路啓開計画「中部版くしの歯作戦」の実効性を向上させるため、国・市町・建設企業等と連携し具体策を検討しました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模災害により公共交通が分断される事態を想定した代替機能等の検討について、現状の対策の適否について、検証を継続する必要があります。</li> <li>●インフラの整備・保全については、効果的かつ効率的に整備等を進めていく必要があります。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震化未対策の橋梁の中には、架け替えにより耐震対策を行うものや、基礎の補強や大規模な仮設が必要となる橋梁があることから、計画的に進めていく必要があります。道路の維持管理については、点検・診断・措置・記録のメンテナンスサイクルの確実な実施を図る必要があります。</li> <li>●豪雨等による災害や道路冠水による通行止めなどを未然に防止するため、落石等の危険がある箇所の点検や対策を推進するとともに、降雨時に確実にポンプが稼働するよう点検を実施し、必要に応じて修繕等を行うなど、適切な維持管理に努めていく必要があります。</li> <li>●発災時に迅速な道路啓開を展開するため、国・県・建設企業が連携した道路啓開情報伝達訓練を今後も継続して実施する必要があります。また、「中部版くしの歯作戦」の実効性を向上させるため、国・市町・建設企業等とさらなる調整を図る必要があります。</li> </ul>



## 2 令和2年度の取組方向

### 取組方向

- 大規模災害により公共交通が分断される事態を想定した輸送機関の確保対策について、対策変更の必要性が生じた場合は、地域防災計画の修正を含め、適切に対応します。
- 緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、最新の技術的知見等も取り入れつつ、計画的かつ着実に進めていきます。道路の維持管理については、改正道路法に基づく確実な点検を実施するとともに、点検結果により区分Ⅲ(早期措置段階)と診断された施設について、点検完了後、5年以内に修繕していきます。土砂災害防止施設については、土砂災害から県民の皆さんの生命・財産を保全するため、引き続き整備を進め、土砂災害から保全される人家戸数の増加に努めます。河川の整備については、木津川など 21 河川で整備を進めます。ダムの整備については、川上ダムの早期完成に向け、引き続き国等に働きかけを行うとともに、鳥羽河内ダムの着実な事業推進を図ります。管理中のダムについては、耐震対策を進めるとともに、施設の状態把握に努め、適切な予防保全対策を進めます。海岸堤防の高潮対策及び耐震対策については、効率的な事業実施計画を作成し、城南第一地区海岸など 14 地区海岸において引き続き実施していきます。港湾施設については、港湾利用者や地域の安全・安心を向上させるため、津松阪港(大口地区)など3港湾において、引き続き計画的に老朽化対策や耐震対策を進めます。
- 落石等の危険がある箇所(point)の点検や対策を推進するとともに、アンダーパス部の道路冠水を未然に防止するため、ポンプの点検や修繕等を着実にを行うなど、維持管理を適切に実施していきます。
- 道路啓開を迅速に展開できる態勢整備に向け、情報伝達訓練を継続して実施します。また、「中部版くしの歯作戦」の実効性を向上させるため、引き続き国・市町・建設企業等と連携して検討を進めます。



事前に備えるべき目標	<b>7 制御不能な二次災害を発生させない</b>
リスクシナリオ	-1 市街地での大規模火災の発生
推進方針	①救助活動能力(体制、装備資機材、人材)の充実向上 ②交通渋滞の回避

## 1 令和元年度の主な取組結果(成果)と今後の課題

<b>取組結果(成果)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●救急救命士の新規養成と資質向上を図るため、消防学校において救急救命士の新規養成支援や救急救命士が行うことができる特定行為等に対応した講習を実施するとともに、救急業務の教育体制の充実を図るため、指導救命士養成のための講習を実施しました。</li> <li>●大規模災害発生時において、迅速かつ的確な災害警備活動が実施できるよう、非常参集訓練等の各種災害警備訓練を実施し、初動警察体制の強化や災害対処能力の向上を図りました。また、職員に救命・救護に必要な技術を習得させるなど、負傷者の容体観察、緊急処置、搬送方法等の救助活動能力の充実・向上を図りました。</li> <li>●信号機の滅灯を想定した警察官による交通整理訓練や、可搬型発動発電機を使用した信号機の復旧訓練を実施しました。また、電源付加装置を有する信号機については、保守点検委託事業者による燃料の充填状況や動作状況の確認を行いました。</li> </ul>
<b>今後の課題</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●「三重県救急搬送・医療連携協議会」によるメディカルコントロール体制のもと、引き続き救急救命士の養成や資質向上に取り組む必要があります。また、大規模災害に迅速かつ的確に対処するため、初動体制の強化に取り組む必要があります。</li> <li>●大規模災害に迅速かつ的確に対処するため、引き続き実戦的な災害警備訓練を実施するとともに、装備資機材を充実・整備するなどして、初動警察体制の強化や災害対処能力の向上を図る必要があります。</li> <li>●県内 3,249 か所の信号機のうち、発動発電機やバッテリー等の電源付加装置を有する信号機を 137 基整備していますが、さらに対策が必要であることから、引き続き電源付加装置の整備を推進していく必要があります。</li> </ul>

## 2 令和2年度の取組方向

<b>取組方向</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●救急救命活動の向上を図るため、救急救命士養成機関における消防職員研修派遣への支援を行うとともに、救急救命士が実施可能な処置範囲の拡大に対応した講習を実施するほか、消防学校と連携して、県内全域で質の担保された救急活動が実施できるよう、指導救命士の養成講習を実施します。</li> <li>●大規模災害発生時において、迅速かつ的確な災害警備活動が実施できるよう、実戦的な災害警備訓練を継続して実施するとともに、必要な装備資機材等の整備を行うなどして、初動警察体制の強化や災害対処能力の向上に取り組めます。また、負傷者の容体観察、緊急処置、搬送方法等の救助活動能力の充実を図るため、必要な救命・救護技術の習得に取り組めます。</li> <li>●停電時の信号機の滅灯による交通事故や渋滞を防ぐため、電源付加装置を有する信号機の整備を推進していきます。また、信号機が停止した場合を想定した警察官による交通整理訓練や、可搬型発動発電機を使用した信号機復旧訓練を実施します。</li> </ul>

事前に備えるべき目標	7 制御不能な二次災害を発生させない
リスクシナリオ	-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生
推進方針	①コンビナート災害の発生・拡大防止 ②危険物質取扱施設の災害対策 ③堤防、護岸の整備 ④石油タンクの漂流防止対策 ⑤漂流物防止対策 ⑥コンビナート周辺対策

## 1 令和元年度の主な取組結果(成果)と今後の課題

取組結果(成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●石油タンクの漂流防止対策など「三重県石油コンビナート等防災計画」の災害予防計画について、関係機関と連携し、コンビナート事業者に対して周知を行うとともに、防災対策の推進を指導しました。</li> <li>●高圧ガス製造施設等への保安検査、立入検査等により、高圧ガス事業所等の施設の状況を確認し、保安管理等について指導を行いました。また、危険物取扱者を対象に保安講習において危険物の適正な取扱い等を指導しました。</li> <li>●大規模地震発生時の津波等からの被害軽減を図るため、農地海岸2地区(L=107m)、漁港海岸4地区(L=180m)において堤防の改修等を進めました。また、堤防耐震対策については、鍋田川など2河川で実施しました。さらに、建設・港湾海岸については、城南第一地区海岸など15地区で高潮対策(約1.6km)及び耐震対策(約0.1km)を実施しました。</li> <li>●漁船の係留に係る減災対策について、漁業協同組合に対し、係留ロープの強化と係留方法の見直しに関するパンフレットを配付し、啓発を行いました。また、養殖施設の漂流防止対策として、養殖施設の日常的な点検・管理のポイント等のソフト対策や、養殖筏の配置や構造の改良等のハード対策をまとめた「養殖施設の減災ガイドライン」の見直しを行い、漁業関係者に配付し、啓発を行いました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●石油タンクの漂流防止対策など「三重県石油コンビナート等防災計画」の災害予防計画について、関係機関と連携して、コンビナート事業者へ周知し、対応を促していく必要があります。</li> <li>●高圧ガス製造施設等事業所への保安検査及び立入検査において、適正な保安管理等の徹底を指導する必要があります。</li> <li>●堤防、護岸の整備・耐震化等については、整備必要延長が長く、膨大な時間と費用を要するため、効果的かつ効率的に整備等を進めていく必要があります。</li> <li>●漁船の係留に係る減災対策について、引き続き漁業者や漁港管理者に対して啓発していく必要があります。また、養殖施設の減災対策についても、近年頻発する暴風、高潮、高波等による被害を最小限とするため、漁業関係者に対して「養殖施設の減災ガイドライン」を活用し、具体的なソフト対策とハード対策について、引き続き普及・啓発していく必要があります。</li> <li>●コンビナート周辺地域を含めた防災対策の向上について、関係機関との連携をより密にする必要があります。</li> </ul>

## 2 令和2年度の取組方向

### 取組方向

- 石油タンクの漂流防止対策など「三重県石油コンビナート等防災計画」の災害予防計画について、関係機関と連携し、コンビナート事業者に対して周知を行うとともに、防災対策の推進を指導します。
- 高圧ガス製造施設等事業所への保安検査及び立入検査を通して、適正な保安管理等の徹底を指導します。
- 農地・漁港海岸堤防については、農地海岸2地区、漁港海岸6地区において、堤防の改修等の整備を進めます。海岸堤防の高潮対策及び耐震対策については、効率的な事業実施計画を作成し、引き続き実施していきます。また、堤防耐震対策については、鍋田川など2河川で対策を継続します。
- 津波漂流物による二次的な被害の軽減について、漁船の係留に係る減災対策パンフレットの配付を通じて、漁業者への啓発を行います。また、養殖施設の減災対策についても、具体的なソフト対策とハード対策について、「養殖施設の減災ガイドライン」を活用し、引き続き、漁業関係者への普及・啓発を行います。
- コンビナート周辺地域を含めた防災対策について、関係機関との連携を強化します。

事前に備えるべき目標	7 制御不能な二次災害を発生させない
リスクシナリオ	-3 沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
推進方針	①沿道の建物倒壊対策 ②住宅・建築物等の耐震化 ③災害情報の収集 ④交通渋滞の回避

## 1 令和元年度の主な取組結果(成果)と今後の課題

取組結果(成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●沿道の建築物倒壊対策については、耐震診断を義務付けている避難路沿道建築物の所有者に対し、市町と協力し耐震診断の実施を働きかけるとともに費用の補助を行った結果、12棟で耐震診断が実施され、対象108棟のうち74棟で診断済みとなりました。また、補強設計の補助制度を活用し、3棟で補強設計が実施されました。</li> <li>●木造住宅の耐震化については、無料耐震診断や耐震設計・補強工事への補助を行いました。また、住宅戸別訪問(約1.6万戸)や耐震相談会(22回)を行うなど、引き続き普及啓発に取り組みました。さらに、耐震性のない木造住宅の空き家除却に取り組む市町も増加し、令和元年度には2市増加し、20市町に達しました。加えて、平成29年1月に耐震診断結果を公表した不特定多数の者が利用する大規模建築物の耐震化については、所有者に対して耐震化の進捗状況を確認し、所有者等の意向や状況に応じて、耐震化を働きかけました。</li> <li>●近畿府県合同防災訓練・緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練で、ヘリコプターテレビ映像伝送システムを活用した訓練を実施しました。</li> <li>●信号機の滅灯を想定した警察官による交通整理訓練や、可搬型発動発電機を使用した信号機の復旧訓練を実施しました。また、電源付加装置を有する信号機については、保守点検委託事業者による燃料の充填状況や動作状況の確認を行いました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●耐震診断を義務付けている避難路沿道建築物の所有者に対し、報告期限である令和2年度末までの確実な耐震診断の実施について、働きかけを行う必要があります。</li> <li>●木造住宅の耐震化をさらに促進するためには、戸別訪問の効果を高める取組や診断を終えた方に対して、補助制度を活用した補強設計や改修工事を促す直接的な取組を継続する必要がありますが、補強工事につながらない要因の一つに、工事費が高額なことが挙げられることから、工事費の低廉化に向けた検討も必要になります。また、耐震性のない木造住宅の空き家除却事業に対しては、県民の皆さんや市町のニーズを把握しながら適切に対応する必要があります。さらに、耐震診断の結果を公表した大規模建築物等については、市町と連携して、耐震改修を行うよう働きかけを行っていく必要があります。</li> <li>●災害発生時における画像情報を迅速かつ的確に収集・伝達するため、ヘリコプターテレビ映像伝送システムを活用した訓練を実施するとともに、有事の際に備えて、同システムの適切な維持・管理により、機能の確保を図っていく必要があります。</li> <li>●県内 3,249 か所の信号機のうち、発動発電機やバッテリー等の電源付加装置を有する信号機を 137 基整備していますが、さらに対策が必要であることから、引き続き電源付加装置の整備を推進していく必要があります。</li> </ul>

## 2 令和2年度の取組方向

### 取組方向

- 耐震診断を義務付けている避難路沿道建築物の所有者に対し、市町や建築関係団体と協力し耐震化の重要性の啓発及び補助制度の普及を行い、意向の把握に努めながら令和2年度末までの耐震診断の実施及び早期の耐震化の実施に向けて働きかけを行います。また、避難路沿道建築物の耐震改修及び建て替え・除却について、該当する全ての市町において支援ができるよう、引き続き市町に対し補助制度の創設を働きかけていきます。さらに、期限内に耐震診断結果の報告がない所有者に対する措置や補助制度のあり方等についても検討していきます。
- 木造住宅の耐震化を促進するため、市町や関係団体と連携し、成果があがっている効果的な戸別訪問を継続するとともに、耐震診断を終えた方が改修工事等を実施できるよう、補助制度の周知等、多様な普及啓発を継続します。また、補強工事費の低廉化のため、学識経験者、建築関係団体の意見を踏まえ、従来の補強手法を設計法、構法、施工体制の観点から見直す検討に着手するほか、耐震性のない木造住宅の空き家除却事業を実施する市町に対して適切に予算を配分します。さらに、耐震診断結果を公表した大規模建築物等については、引き続き市町と連携し、建築物の所有者に対して国の補助制度を紹介するなどし、耐震改修等の早期着手について働きかけを行います。
- ヘリコプターテレビ映像伝送システムを活用した画像情報の収集・伝達が円滑に行えるよう、設備の保守点検を実施するとともに、災害発生時に即応できるよう、ヘリコプターテレビ映像伝送システムの機能を活用する実施訓練に参加します。
- 停電時の信号機の滅灯による交通事故や渋滞を防ぐため、電源付加装置を有する信号機の整備を推進していきます。また、信号機が停止した場合を想定した警察官による交通整理訓練や、可搬型発動発電機を使用した信号機復旧訓練を実施します。



事前に備えるべき目標	7 制御不能な二次災害を発生させない
リスクシナリオ	-4 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
推進方針	①ため池の耐震化等 ②ハードとソフトを組み合わせた対策

## 1 令和元年度の主な取組結果(成果)と今後の課題

取組結果(成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●老朽化が著しい農業用ため池について、新規着手1か所を含む計10か所で耐震対策等を実施しました。</li> <li>●農業用ため池ハザードマップの作成について関係市町に働きかけを行い、危険なため池のハザードマップ作成に向けた意識の向上を図った結果、防災重点ため池306か所においてハザードマップ作成の取組が行われました(県内累計1,030か所(防災重点ため池))。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が施行され、新たな選定基準の設定により防災重点ため池が大幅に増えたことから、農村における安全で安心な暮らしを守るため、防災重点ため池の豪雨・耐震化対策を計画的かつ早急に進めるとともに、耐震調査、ハザードマップを活用した防災訓練等の促進や適正な維持管理に向けた管理体制の強化を図るなど、ハード・ソフトの両面から防災・減災対策を強力に推進していく必要があります。</li> </ul>

## 2 令和2年度 of 取組方向

取組方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農村地域の安全・安心を確保するため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の財源も活用し、防災重点ため池の耐震化対策等について、継続箇所の早期完了に取り組むとともに、耐震調査、ハザードマップを活用した防災訓練等の促進や適正な維持管理を行うための管理体制の強化など、ハード・ソフトの両面から計画的に取り組んでいきます。</li> </ul>
------	--

事前に備えるべき目標	7 制御不能な二次災害を発生させない
リスクシナリオ	-5 有害物質の大規模拡散・流出
推進方針	①有害物質の流出対策等 ②高圧ガス施設の地震対策

## 1 令和元年度の主な取組結果(成果)と今後の課題

取組結果(成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●毒物及び劇物取締法に基づき登録、届出等を行っている毒物劇物取扱施設及び取扱者に対し、立入検査を実施しました(310件)。また、毒物劇物取扱施設及び取扱者を対象とした毒物劇物安全対策講習会を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を中止しました。</li> <li>●高圧ガス製造施設等への保安検査、立入検査等により、高圧ガス事業所等の施設の状況を確認し、保安管理等について指導しました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●今後も毒物劇物を原因とする事故等の未然防止のため、毒物及び劇物取締法を遵守するよう、毒物劇物を大量に保有する施設及び取扱者に対し、監視・指導等を行う必要があります。</li> <li>●高圧ガス製造施設等事業所への保安検査及び立入検査において、適正な保安管理等の徹底を指導する必要があります。</li> </ul>

## 2 令和2年度 of 取組方向

取組方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>●毒物劇物取扱施設及び取扱者に対し、引き続き計画的な監視・指導等を実施するとともに、これらを対象とした毒物劇物安全対策講習会を開催することで、流出等の事故発生の未然防止に努めていきます。</li> <li>●高圧ガス製造施設等事業所への保安検査及び立入検査を通して、適正な保安管理等の徹底を指導します。</li> </ul>
------	---

事前に備えるべき目標	7 制御不能な二次災害を発生させない
リスクシナリオ	-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
推進方針	①農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理 ②適切な間伐等の森林整備や総合的かつ効果的な治山対策 ③自然と共生した多様な森林づくり

## 1 令和元年度の主な取組結果(成果)と今後の課題

取組結果(成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農地、農業用水路及び農道等の地域資源の維持保全活動の拡大に向け普及啓発を実施した結果、県内農業集落のうち、地域活動に取り組む農業集落の割合が53.3%まで拡大しました。</li> <li>●市町や森林組合等の林業事業者による間伐などの森林整備を支援するとともに、老朽化等により機能が低下した林道橋の点検・改修を支援しました。また、山地災害危険地対策や機能が低下した保安林の整備等、総合的な治山対策を実施するとともに、「みえ森と緑の県民税」を活用した災害に強い森林づくりに取り組みました。</li> <li>●市町や森林組合等の林業事業者による鳥獣害防止施設整備を支援しました。また、森林環境創造事業等による多様な森林づくりに取り組みました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農村では、人口減少や高齢化による集落機能の低下に伴い、農地、農業用水路及び農道等の生産基盤の維持保全が困難になりつつあることから、学校や自治会、NPOなど、さまざまな主体の参加を促し、維持保全活動を持続的に発展させていく仕組みづくりに取り組んでいく必要があります。</li> <li>●老朽化した林道橋の点検・調査及び改修に早期に取り組む必要があります。また、台風等で発生した山地災害の早期復旧や山地災害危険地区における治山対策等を推進する必要があります。</li> <li>●森林所有者の理解と協力を得て、公益的機能の発揮に向けた森林の整備を引き続き進める必要があります。</li> </ul>

## 2 令和2年度 of 取組方向

取組方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農地・農業用水路及び農道等の適切な維持保全に向けて、若い世代や女性などの多様な人材や企業等さまざまな主体が参画する体制づくりを進めていきます。</li> <li>●森林の有する公益的機能が十分に発揮されるよう、間伐等の森林整備を促進するとともに、災害に強い森林づくりを進めるため、市町と連携して流域の防災機能を強化するための面的な森林整備や、ライフラインを守るための危険木の事前伐採等を進めます。また、老朽化等により機能が低下した林道橋の改修等を促進するとともに、台風等で発生した山地災害の復旧や山地災害危険地区における治山事業を実施します。</li> </ul>
------	--

事前に備えるべき目標	7 制御不能な二次災害を発生させない
リスクシナリオ	-7 風評被害等による県内経済等への甚大な影響
推進方針	①災害発生時の被災地外に向けた情報発信 ②失業対策等

## 1 令和元年度の主な取組結果(成果)と今後の課題

取組結果(成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害発生時の初動対応については、「大規模震災時初動要領」に記載されている情報発信要領を的確に実行できるよう、課内で研修を行いました。</li> <li>●震災後の失業対策については、被災者の離職時の生活や再就職等に係る国の支援制度等に関する情報収集を行いました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●情報発信要領に基づいた情報の発信方法を実際の災害広報に確実に生かす必要があります。</li> <li>●国の震災等緊急雇用対応事業等の対応状況について調査を行うなど、引き続き効果的な制度の活用方法等について情報収集を行う必要があります。</li> </ul>

## 2 令和2年度 of 取組方向

取組方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全庁防災訓練(図上訓練)でのシミュレーションを実施するとともに、課題の検証と「大規模震災時初動要領」の見直しを繰り返し行うことで、災害時における情報発信の実効性を高めていきます。</li> <li>●被災地における取組等について、引き続き情報収集を進めます。また、被災者の再就職等に係る国の支援制度や関係機関の役割分担等について、整理・確認を行います。</li> </ul>
------	---

事前に備えるべき目標	8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
リスクシナリオ	-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
推進方針	①災害廃棄物処理計画の策定 ②ごみ焼却施設の老朽化対策や災害対応能力の強化の促進 ③災害廃棄物輸送

## 1 令和元年度の主な取組結果(成果)と今後の課題

取組結果(成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「三重県災害廃棄物処理計画」の実効性を高めるため、市町や民間事業者団体を対象にセミナーや図上演習を開催しました。(平成29年12月までに県内全市町(29市町)で災害廃棄物処理計画が策定されています。)</li> <li>●市町等が設置するごみ処理施設の新設や更新について、国の循環型社会形成推進交付金の申請に際して、必要な技術的支援を行いました。</li> <li>●中部地方環境事務所が設置した「大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会」に構成員として参画し、当該ブロックにおいて県域を越えた連携が必要となった際に、円滑・迅速な災害廃棄物対策が実現できるよう、情報伝達訓練に参加しました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害廃棄物処理体制の強化に向け、引き続き効率的に人材育成や関係者の連携強化等を図っていく必要があります。また、市町が策定した災害廃棄物処理計画の実効性を高めるため、処理計画の見直しに係る技術的な支援をしていく必要があります。</li> <li>●市町等のごみ焼却施設等が大規模災害時でも稼働できるよう、施設の整備や電力供給体制等、市町等における災害対応力強化を促進し、施設等のBCP(業務継続計画)策定に向けた技術的な支援をしていく必要があります。</li> <li>●大規模災害が発生した場合、災害廃棄物の発生量が膨大となることが想定され、県内のみで処理することが難しくなることから、被災地域から他地域へ災害廃棄物を大量に輸送するため、広域ブロックでの連携・協力体制を活用し、その輸送ルートと確保方策等を検討しておく必要があります。</li> </ul>

## 2 令和2年度 of 取組方向

取組方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害廃棄物処理体制の強化に向け、県・市町等を対象に災害廃棄物処理に精通した人材を育成するためのセミナー、研修会、図上演習等を開催します。また、民間団体や県・市町による災害時の廃棄物処理が円滑に進められるよう、災害廃棄物処理に関する連絡会を開催し、相互協力体制の維持・強化を図ります。</li> <li>●市町等が設置するごみ焼却施設等の新設や更新について、市町等に対し国の交付金や施設整備指針等に関する情報提供と意見交換を行うとともに、施設の新設等について助言を行うなど、必要な技術的支援を行います。</li> <li>●中部地方環境事務所が設置した「大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会」に構成員として参画し、ブロック内の広域処理体制構築に向け、国と県の役割や災害廃棄物輸送の実施等について、意見交換や協議を進めていきます。</li> </ul>
------	--



事前に備えるべき目標	8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
リスクシナリオ	-2 道路啓開等の復旧を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
推進方針	①建設業界との応急復旧態勢の強化 ②建設業における防災・減災の担い手確保・育成 ③被災建築物応急危険度判定コーディネーターの確保 ④被災宅地危険度判定士の養成 ⑤緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)との連携

## 1 令和元年度の主な取組結果(成果)と今後の課題

取組結果(成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●道路啓開の態勢整備を図り、即時的な対応を可能とするため、建設企業等と連携した道路啓開情報伝達訓練を実施しました。</li> <li>●建設業への入職を促すため、出前授業や現場見学会などに取り組んでいる一般社団法人三重県建設業協会と意見交換を3回行い、今後の取組内容を取りまとめました。</li> <li>●被災建築物応急危険度判定を取りまとめる役割を担う被災建築物応急危険度判定コーディネーターの必要人数を維持するため、各市町に対して「三重県被災建築物応急危険度判定要綱」で定める各研修会のいずれかに参加するよう働きかけた結果、12市町で20名が該当研修会に参加し、全ての市町において必要人数を確保しました。</li> <li>●「被災宅地危険度判定士養成講習会」を1月に開催し、新たに112名を被災宅地危険度判定士として認定しました(29市町・累計1,090名)。また、民間判定士の活用や関係団体との連携方法をルール化しました。</li> <li>●国土交通省中部地方整備局、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、静岡市、浜松市、名古屋市、水資源機構、中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社及び一般社団法人日本建設業連合会中部支部で「災害又は事故における緊急的な応急対策及び建設資材調達に関する包括的協定書」を締結しました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模自然災害発生時に迅速な道路啓開を展開するため、建設企業等と連携した情報伝達訓練を今後も継続して取り組む必要があるとともに、相互の連絡システムを継続して共有しておく必要があります。</li> <li>●建設業に入職する若年者の減少が進んでおり、建設企業の多くは計画的・継続的な新規採用が困難であるため、建設企業と教育機関との連携が課題となっています。</li> <li>●各市町において、被災建築物応急危険度判定コーディネーターの人数を確保・維持していくとともに、災害時に判定コーディネートを主体的に実施するという意識を向上させる必要があります。</li> <li>●被災宅地危険度判定士の登録が少ない市町に対しては、災害時対応上の問題から、人数の確保について働きかけを行うとともに、連絡訓練を実施する必要があります。</li> <li>●「災害又は事故における緊急的な応急対策及び建設資材調達に関する包括的協定書」に基づき、相互の連絡システムを継続して共有していく必要があります。</li> </ul>

## 2 令和2年度の取組方向

取組方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>●道路啓開を迅速に展開できる態勢整備に向けた道路啓開情報伝達訓練を継続して実施するとともに、相互の連絡システムを継続して共有します。</li> </ul>
------	--

- 産官学で構成する「三重県建設産業担い手確保・育成協議会」を活用し、建設企業と教育機関との連携によるインターンシップや出前講座(実習授業の充実)などを支援します。
- 被災建築物応急危険度判定の迅速な実施に向けて、被災建築物応急危険度判定コーディネーターの必要数を確保・維持するため、全国または近畿被災建築物応急危険度判定協議会が主催する研修会等への参加を各市町に対して促すとともに、判定コーディネートに関する意識が向上するよう、会議等を通じて引き続き働きかけを行います。
- 「被災宅地危険度判定士養成講習会」を開催して判定士の確保に努め、判定士の登録が少ない市町に対して、講習会への参加を呼びかけていきます。
- 災害復旧を迅速に行える応急態勢を充実させるため、「災害又は事故における緊急的な応急対策及び建設資材調達に関する包括的協定書」に基づき、相互の連絡システムを更新します。

事前に備えるべき目標	8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
リスクシナリオ	-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
推進方針	①コミュニティ力を強化するための支援 ②行政機関の機能低下の回避 ③警察災害派遣隊の拡充 ④警察施設の耐震化等 ⑤地域コミュニティの維持・継続に配慮した震災復興に備えるための準備

## 1 令和元年度の主な取組結果(成果)と今後の課題

取組結果(成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域減災力強化推進補助金により、市町が取り組む、洪水・土砂災害、津波ハザードマップの作成を支援するとともに、「避難所運営マニュアル」の避難所単位での作成や、市町や地域が実施する防災訓練、地域でのタウンウォッチングの支援を行いました。大規模災害発生時に、各市町の避難所や「みえ災害時多言語支援センター」などで活躍できる人材を養成する「災害時語学サポーター養成研修」を前年度からの4言語に、ベトナム語、スペイン語を新たに加えた6言語で行うとともに、災害時における多言語での情報提供に特化した図上訓練を行いました。職員が各市町等教育委員会を訪問し、県・市町の防災担当者を変え、学校防災の取組状況や課題等について意見交換を実施しました。また、家庭や地域と連携して防災教育に取り組む学校を支援するため、防災技術指導員の派遣等を行いました。その結果、令和元年度末で、91.7%の公立小中学校及び県立学校において学校と地域が連携した取組が実施されました。</li> <li>●行政機関の機能低下を回避するため、「三重県業務継続計画(三重県BCP)」について、災害発生時の優先業務を継続的に見直すため、各部局において検証を行いました。また、市町の業務継続計画(市町BCP)の策定促進のため、必要な支援を行いました。さらに、被災による警察活動の機能低下を回避するため、「三重県警察業務継続計画(三重県警察BCP)」について、災害情勢や各種訓練の検証結果等を踏まえた見直しの検討を行いました。</li> <li>●富山県内で実施された中部管区警察局管内の6県警察合同による「中部管区広域緊急援助隊合同訓練」において、部隊輸送訓練、救出救助訓練等を実施し、警察災害派遣隊の災害対処能力の向上及び部隊間相互の連携強化を図りました。</li> <li>●警察本部庁舎や県内の警察署は、これまでに建て替え整備や耐震補強工事を実施し、耐震基準を満たす構造となっています。また、津波浸水被害が予測されていた2駐在所を廃止し、和具警察官駐在所として移転・建て替えを行いました。</li> <li>●「三重県東日本大震災支援本部員会議」を2回開催し、被災地派遣職員との意見交換会の実施や「東日本大震災被災地派遣職員活動記録集2019」の作成などを行いました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域における主体的な防災力向上の取組が展開されるよう、地域を支援していく必要があります。また、外国人住民が、災害時要援護者の立場から地域社会を支える側へと活動の場を広げることができる環境づくりを推進するとともに、大規模災害時には、NPO等の中間支援団体をはじめとするさまざまな主体と連携して「みえ災害時多言語支援センター」を設置・運営し、より円滑に外国人住民を支援する必要があります。さらに、地域と連携した防災の取組を実施する学校を一層増やすため、引き続き学校の要請に応じて支援を行い、学校と家庭、地域が連携した防災の取組を進めていく必要があります。</li> <li>●「三重県業務継続計画(三重県BCP)」について、組織の改編や業務内容の変更を踏まえ、継続的な更新を進める必要があります。また、計画未策定の1市町に対して、研修の開催等により市町の業務継続計画(市町BCP)の策定を促進する必要があります。さらに、大規模災害発生時においても、警察活動の機能</li> </ul>

低下を回避するため、「三重県警察業務継続計画(三重県警察 BCP)」を継続的に見直していく必要があります。

- 警察災害派遣隊の広域運用を見据え、他県警察や防災関係機関等と合同での実戦的な訓練を実施し、引き続き災害対処能力の向上や部隊間相互の連携強化を図る必要があります。
- 警察署や交番・駐在所は、災害警備活動や治安維持活動の拠点となるなど、あらゆる警察事象に対応する必要があることから、津波浸水被害や地震による倒壊が予測される警察署や交番・駐在所はもとより、老朽化、狭隘化の進行、事件・事故の発生状況等の地域情勢を十分考慮し、総合的に判断した上で整備する必要があります。
- 東日本大震災の発災から9年が経過しましたが、復興はまだ道半ばであり、復旧・復興の進捗も地域によって異なることから、引き続き派遣職員等による報告を定期的に行い、復旧・復興状況をしっかりと把握し、情報の共有・発信を行うことにより、震災の記憶の風化防止に努め、派遣職員等が得られた教訓や知見を本県施策に反映していく必要があります。

## 2 令和2年度の取組方向

### 取組方向

- 県内各地域において防災・減災に向けた活動が広く展開されるよう、引き続き市町や地域防災総合事務所・地域活性化局と連携した取組を推進します。また、「みえ防災・減災センター」に設置した「みえ防災人材バンク」を活用し、登録者が地域の取組に協力いただけるよう支援します。さらに、Web上で閲覧可能な多言語避難所マップを作成し、誰もが自主的にかつ速やかに避難できる体制を整備するとともに、引き続き「災害時語学サポーター養成研修」や図上訓練を実施し、外国人住民自身が支援者として活躍する環境づくりを推進します。加えて、市町等教育委員会や県・市町防災担当部局等と連携して、学校と地域住民等を結び付けるなど、引き続き学校と家庭、地域が連携した防災の取組を進めます。学校が実施する体験型防災学習や保護者、地域住民等との合同避難訓練等の取組について、職員等の派遣や「みえ防災・減災センター」の人材バンクの活用等により、引き続き支援します。
- 「三重県業務継続計画(三重県 BCP)」について、引き続き各部局における検証と見直しを行い、継続的な更新を進めます。また、未策定の市町に対して業務継続計画(市町 BCP)の策定を支援します。さらに、大規模災害発生時において、警察活動の機能低下を回避できるよう、「三重県警察業務継続計画(三重県警察 BCP)」について、引き続き災害情勢や各種訓練の検証結果等を踏まえた見直しに取り組みます。
- 中部管区警察局管内の6県警察合同による「中部管区広域緊急援助隊合同訓練」や、防災関係機関等との実戦的な合同訓練を実施するなどして、警察災害派遣隊の災害対処能力の向上や部隊相互の連携強化に取り組みます。
- 警察署や交番・駐在所の災害警備活動拠点としての機能強化が図れるよう、関係機関と連携した取組を推進します。
- 「三重県東日本大震災支援本部員会議」を定期的を開催し、派遣職員等による報告を継続することで、被災地の復旧・復興状況へのさらなる理解を深めるとともに、震災の記憶の風化防止に努め、派遣職員が被災地での業務を通じて得られた教訓や知見を本県施策に生かしていけるよう取り組みます。



事前に備えるべき目標	8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
リスクシナリオ	-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
推進方針	①想定規模を超える事態と対策 ②ハードとソフトを組み合わせた対策 ③地籍調査の推進

## 1 令和元年度の主な取組結果(成果)と今後の課題

取組結果(成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「三重県防災・減災対策行動計画」に掲げた目標の達成に向けて、計画で定めた防災・減災対策の取組を進めました。「訓練でできないことは、本番では絶対にできない」の理念のもと、実働訓練は、「市町自らの災害対応力向上」、「内陸部と沿岸部の連携」、「三重県における受援体制の構築」をテーマに国土交通省主催の「大規模津波防災総合訓練」と「三重県総合防災訓練」を共同開催しました。また、伊勢湾台風60年防災訓練を木曾岬町で、近畿府県合同防災訓練・緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練を松阪市(メイン会場)で実施しました。さらに、図上訓練は、総合図上訓練、統括部図上訓練、地方災害対策部訓練を実施しました。(総合図上訓練は警報発表により中止) 加えて、気象情報・災害情報等を収集し、地図を活用したホームページでの情報提供やメール配信及びTwitter(ツイッター)により気象情報の提供を行うとともに、的確な災害対応が行えるよう、LINE(ライン)による「三重県版タイムライン」に基づく情報提供を行いました。その他、道路啓開の態勢整備を図り、国・県・建設企業と連携した道路啓開情報伝達訓練を実施しました。</li> <li>●ハード対策の着実な推進を行うとともに、「三重県土砂災害情報提供システム」を活用し、的確に避難判断ができるよう、警戒レベルを用いた情報提供を開始しました。また、水防活動の適正な運用を図るため、洪水時に特化した危機管理型水位計を水位観測所に位置づけるなど「三重県水防計画」を変更しました。さらに、円滑な水防活動を支援するため、水防倉庫に備蓄する水防資材の補給を行いました。</li> <li>●地籍調査については、実施主体である市町に対して、南海トラフ地震等の大規模災害に備えた事前防災・減災対策としての調査の必要性や有効性を説明したところ、令和元年度から事業化された近畿自動車道紀勢線の実施予定区間で地籍調査が進み、公共事業の円滑な推進が図られました。また、国直轄事業について、市町とともに国に働きかけたところ、都市部官民境界基本調査が1市で、山村部リモートセンシングデータ整備事業が1市で実施されました。さらに、市町への事業費補助及び三重県国土調査推進協議会等を通じた研修会等による新技術や制度改正などの情報提供並びに国への要望活動を実施しました。加えて、地籍調査を休止している4市町に対して、幹部職員等が直接訪問して調査を再開することの重要性や有効性を説明したところ、令和2年度から四日市市が調査を再開することになりました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「三重県防災・減災対策行動計画」に基づき、必要な改善を図りながら着実に取組を進めていく必要があります。</li> <li>●「三重県土砂災害情報提供システム」については、運用開始後の蓄積したデータを踏まえシステムを継続的に精度向上していく必要があります。また、異常気象による水害から地域住民を守るため、適切な「三重県水防計画」の変更及び状況に応じた水防資材の補給を行う必要があります。</li> <li>●今後も引き続き土地の計画的な利用に向け、地籍調査については、市町と連携して、南海トラフ地震における津波浸水想定区域や、土砂災害警戒区域等の緊急性の高い箇所に注力するなど、より効果的・効率的な地籍調査を推進していくとともに、予算の十分な確保に向け、市町とともに、国に対する要望活動に取り組む必要があります。</li> </ul>



## 2 令和2年度の取組方向

### 取組方向

- 「三重県防災・減災対策行動計画」について、行動計画の市町に係る重点項目等の進捗状況の把握や支援を行う際の参考とするための「市町防災カルテ」を取りまとめるとともに、県・市町、県民の皆さんなどさまざまな主体による防災活動に取り組みます。災害対策能力の向上に向けて、南海トラフ地震や内陸直下型地震を想定した県・市町・防災関係機関等が連携した訓練等を実施します。また、適切な災害情報を提供するため、地図等を活用して災害情報や避難所開設情報等を県民の皆さんにわかりやすく提供していくとともに、被害情報や対応経過を時系列の一覧表で管理し、市町等と情報共有を行い、迅速かつ確かな災害対策本部活動を行っていきます。さらに、道路啓開を迅速に展開できる態勢整備に向け、道路啓開情報伝達訓練を継続して実施します。
- 「三重県土砂災害情報提供システム」については、土砂災害発生危険基準線(CL)の見直し、高解像度化した土壌雨量指数(1km メッシュ)への対応をすることで、土砂災害に対してよりの確で精度の高い情報提供を行います。また、水害への備えのため、適切な「三重県水防計画」の変更及び水防倉庫に備蓄する水防資材の補給を行います。
- 地籍調査の推進に向け、市町の要望に応じた国の予算が確保されるよう、国に対して強く働きかけていきます。また、南海トラフ地震等の大規模災害時に備えた復旧・復興対策の推進や、インフラ整備の円滑化など、緊急性が高いと考えられる地区に注力するとともに、新技術の導入や、国直轄事業の積極的な活用など、市町と連携して効果的・効率的に取り組みます。さらに、地籍調査事業の休止市町に対しては、引き続き、地籍調査の重要性や事業効果について説明し、調査の再開に向けた働きかけを行っていきます。

事前に備えるべき目標	8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
リスクシナリオ	-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
推進方針	①海抜ゼロメートル地帯に対する対策 ②浸水対策、流域減災対策

## 1 令和元年度の主な取組結果(成果)と今後の課題

取組結果(成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●伊勢湾台風60年防災訓練として、木曾岬町からいなべ市へのバスによる広域避難訓練等を行いました。また、桑員2市2町において、伊勢湾台風60年防災訓練の課題を踏まえ、広域避難タイムラインのたたき台を作成しました。</li> <li>●地震・津波、洪水・高潮等による浸水対策については、木曾三川下流部における直轄河川改修による河川堤防の耐震対策を促進しました。建設・港湾海岸については、城南第一地区海岸など15地区で高潮対策(約1.6km)及び耐震対策(約0.1km)を実施しました。また、河口部の水門・排水機場等については、金剛川汐止水門など5施設で耐震対策に取り組み、前川鵜方水門の対策が完了しました。さらに、堤防耐震対策については、鍋田川など2河川で実施しました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県内における広域避難については、関係市町の避難計画と整合を図りながら、具体的に広域避難計画の検討を進める必要があります。また、県境を越える広域避難については、各県での広域避難に係る取組と整合を図りながら、具体的な検討を進める必要があります。</li> <li>●インフラの整備・保全については、効果的かつ効率的に整備等を進めていく必要があります。</li> </ul>

## 2 令和2年度 of 取組方向

取組方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>●桑員地域2市2町と桑名地域防災総合事務所で構成する「桑員地域防災対策会議」において、引き続き広域避難タイムラインの策定に向けて取組を進めていきます。</li> <li>●大規模地震や津波に備え、被害軽減を図るため、海岸堤防の耐震対策を実施します。また、河川堤防について、木曾三川下流部における直轄河川改修による河川堤防の耐震対策を促進します。さらに、河口部の水門・排水機場等の耐震対策については、金剛川汐止水門など6施設で対策を進めます。堤防耐震については、鍋田川など2河川で対策を継続します。</li> </ul>
------	--

## **令和2年版三重県国土強靱化地域計画実績報告書**

令和2（2020）年7月  
三重県戦略企画部企画課

〒514-8570 津市広明町13番地

TEL : 059-224-2025

FAX : 059-224-2069

E-mail : kikakuk@pref.mie.lg.jp

URL : <http://www.pref.mie.lg.jp/VISION/p0003000005.htm>